

資料

転封考

史料編

藤井松平家文書 (一)

谷口昭

本号以下、二、三回にわたって翻刻・収録するのは、一八世紀の初頭以降、一五〇年を超えて信濃国上田を領知した藤井松平家の転封関係史料である。すべて上田市立博物館の所蔵になるものであるが、同館では近世の上田を領有した大名諸家について、よく整理された文書群を伝存し、完備された目録によってそれらの概略を知ることが可能となっている。

その一つ「信濃国上田 松平家文書目録」(上田市立博物館収蔵史料目録 第1号、昭和五一年)によれば、藤井松平家には

上田御城地百ヶ年二相成候御祝一件 (文化二年)
上田御所替以来百五十七ヶ年二相成候御祝一件取調帳

(嘉永七、万延元年)

御入国以来百五拾ヶ年御祝并御家中一統并在町之者迄御酒被下献立 (万延元年)

上田百五十七ヶ年御祝二付御分知江御酒被下取調名前并献上物取調帳 (万延元年)

というような一連の文書が見受けられ、近世後半期においてすでに上田移封一〇〇周年・一五〇周年を祝う行事があったことを示している。こんなところにも、上田に定着する以前の同家がたび重なる転封を経験した家中であったという意識を窺うことができよう。さらに同家中の成立二〇〇周年記念

ともいうべき

田中御城御拝領以来式百年二被為成候二付御祝一件

(天保二二年)

を見ると、数多くの大名家中のなかで同家にはひととき強い家の履歴―領知の移動と定着の―に対する意識があったと思われるのである。

ところで藤井松平家は、その祖松平利長(徳川家康の祖松平長親の五男)が三河国碧海郡藤井(現安城市藤井町)に居を構えたことから藤井松平を称した。このうち利長の曾孫にあたる忠晴は寛永一九年(一六四二)駿河国田中に封じられたが、直後の正保元年(一六四四)遠江国掛川に転じ、さらに慶安元年(一六四八)には丹波国亀山に移されている。その子忠周(忠晴の三男、二男忠昭の養子となって襲封)も貞享三年(一六八六)には武蔵国岩槻へ、元禄一〇年(一六九七)に但馬国出石へ、宝永三年(一七〇六)上田へと転封を重ねた。初めて封を得てから六〇年余の間に五度もの領知移動を経験したことになるが、これは同家の本流についてもいえることである。すなわち利長の子信一が常陸国土浦を与えられて以来、上野国高崎・丹波国篠山・播磨国明石・大和国

郡山・下総国古河(没収)・(弟に与えられた)備中国庭瀬・出羽国上山というように、やはり繁劇な移封歴を数えている。両流あわせて近世前半期の藤井松平家は、典型的な「転封の家」であったといふべきであろう。

さて、周知のごとく上田城は、戦国末期の武将真田昌幸が関ヶ原の戦後処理で高野山に追放されたあと、長子信之が上野国沼田城とあわせて領有した。親子の間で東軍・西軍に分かれて家を存続させた真田家の処世についてここで記す余裕はないが、信之は元和八年(一六二二)、境を接した信濃国松代に移され、代わって同国小諸から仙石忠政が入封。三代八〇数年の領知のあと宝永三年、但馬国出石に転じていた松平忠周と交代したのである。

このような大名諸家による転封の履歴は一般に、領民にとっては城主の、家中にとっては城地の変遷として捉えられがちである。決してそのような観方に異を唱える訳ではないが、史料編では一に、転封に伴って持ち歩かれた法の実態と性格、二に、近世社会の構成基盤たる藩領を貫いて移動する大名家中の本質を追求することを目的としている。その故にこそ家中移動の実態をリアルに表現する転封史料が格好の素材となるのであるが、上田を終の地とした藤井松平家文書の「凄さ」

は、数次にわたる転封の記録をほぼ完全な形で持ち歩き、時空を超えて後世に伝えていることではないかと思ふ。

本史料編に収録する文書一覧を次に掲げておこう。すでに近世期に行われたであろう家中内部、およびその後の所蔵機関で整理された文書群からの選択であるが、このように並べてみると、数々の記録類が同家の移封歴とみことに重なりあうことを知るのである(行頭の番号は筆者)。

- 1 忠晴公田中御城御拝領御入部御行列并被仰出書付類
(寛永一九〜正保元)
- 2 掛川御城請取一件 同御入部御行列
(正保元)
- 3 忠山公遠州掛川二而御預き万石之御目録扣
(慶安五)
- 4 亀山御入部覚書
(慶安元)
- 5 丹波亀山御居城中覚書
(慶安元) 寛文八)
- 6 従丹州亀山武州岩附江御所替被蒙仰候一件
(貞享三) 但岩附江御入部御行列共
- 7 亀山御城渡 御所替覚書
(貞享三)
- 8 岩築御城御請取候節 上使 藤掛 采女様 江御馳走覚
戸川李之助様
(貞享三)
- 9 忠周公 岩付御入部行列諸事覚
(元禄六)

- 10 忠栄公御代 分限帳(武州岩槻四万八千石)(元禄七)
- 11 武州岩附御城御引渡一件
(元禄一〇)
- 12 忠周公御代 但州出石江御所替諸事覚帳(元禄一〇)
- 13 従但州出石信州上田江 御所替覚書請取方一件
(宝永三)
- 14 上田城残置候武具帳
(宝永三)
- 15 御先代御領地郡名書抜帳
(田中・掛川・亀山・岩槻・出石・上田)
- 16 従但州出石信州上田江 御所替覚書請取方一件
(宝永三)

右のうち本号に収めたのは、1〜7(史料標題枠右の番号で表記、掲載ページ数の都合で5・6は次号収録予定)である。個々の史料解説は別稿に譲るが、史料調査と翻刻にいたる経過について若干の事情を付記しておきたい。

前掲の記録類については、上田市立博物館のご好意により詳細な閲覧とデジタルカメラによる撮影の許可を得ることができた。取得したデジタルベースの画像は夙に名城大学・法制史研究会のホームページに格納されているが、まだ許諾を得ていない各種所蔵機関の所有・所蔵権処理の関係で、完全な公開に至っていないのが現状である。また画像のみでは利

用者の便に依っていないとの指摘もあって、活字メディアとして史料の中味を提供した方が研究の現状に資すると思われる。加えて筆者自身、全国規模の転封史料について画像および文字情報からなるデジタル・コンテンツの蓄積を鋭意継続していることも相俟って、今回の掲載にふみ切ったのである。

同時に、藤井松平家と関わりをもつ地域史資料（例えば『静岡県史』史料編9近世1・『岩槻市史』近世史料編三〇藩政史料 上▽・『岩槻市史料』九巻など）との重複があることについても理由がない訳ではない。地域ごとに分断されたものではなく、家中を軸とした史料の横断的な閲覧の必要性を痛感してきたからである。これは単なる便宜的な措置に留まらず、近世における大名家中の時間軸が藩領¹¹地域を貫いて表現されるという、転封の歴史事象の最大の特質とも関連するからである。そのような問題関心を深めるために、翻刻の一部は本学法学研究科における「日本法制史料研究セミナー」に参加した院生諸君の助力を得たこともあわせて付け加えておきたい。

最後に、調査に際して上田市立博物館、とくに館長窪田八平氏・学芸員寺島隆史氏の懇切なご教示を得た。記して謝意

つ成義申問敷候事、

- 一 泊り二而宿賃相済、非分無之由手形を取可申事、
- 一 駄賃馬おそく出し候とて、問屋馬指二かさつ申掛間敷候事、
- 一 馬次二而駄賃馬相調候八、少も遅々仕間敷候事、
- 右之通可相守者也、

午閏九月廿日

- 追而被 仰出候御法度
- 一 乗掛之者木綿蒲団敷可申候、毛氈并結構成蒲団可為無用事、

- 一 着類後二大紋付候事、并赤キ物はくなど無用之事、
- 以上

- 一 騎馬之衆道中は代り〳〵三騎宛御供可仕候、乗掛之者共は御泊御昼林江五七人ツ、代々御先江參候様被 仰付候、
- 一 道中宿割并田中宿割之儀、中根次郎右衛門・内藤茂左衛門二被 仰付候、藤枝は往還のため無用二可致候、白子町二而宿々仕廻候様二被 仰付候、

一同年閏九月廿五日、田中江 御入部二付、江戸御発駕、

御行列

- 杖付寺人与兵衛 御旗竿五本 杖付一人仁左衛門
- 御指物竿 杖付一人庄兵衛 御筆筒 三荷

を表する次第である。

一

寛永十九年年
 忠晴公田中御 城御拝領 御入部御行列并
 被 仰出御書付類

寛永十九年年九月十二日

- 一 駿州田中之御城并御知行式万五千石御拝領被成候、
- 一 田中御入部之御暇、閏九月十六日被 仰出、
- 一 騎馬二而御供仕候者共、高百石二付金子拾兩或は七八兩宛御借被成候、御小姓衆御詰衆御歩行衆江も御金御借被成候、知行取中小姓無抛御方被仰込候者を八被召抱候、
- 一 御入部之御支度大形相済申候而、御家中道中御法度之趣被 仰出候、

覚

- 一 道中万事不作法二無之様二相嗜候事、
- 一 押買狼藉仕間敷候、并舩渡二而舩頭又は往還之人二かさ

- 御鉄炮三拾挺杖付一人八右衛門 御矢箱 式荷
- 御弓式拾張 杖付一人彦兵衛 御長柄式拾本
- 杖付寺人加右衛門 御馬四疋 沓籠三荷杖付一人五左衛門
- 御持筒三挺 御弓立二ツ 御具足櫃二ツ
- 御挟箱五ツ 立笠 御鎗 朱柄式本
- 御歩行五拾寺人 台傘 鳥毛言本
- 御茶弁当坊主一人 御長刀 御駕 御持鎗 十文字 言本
- 御茶弁当坊主一人 御馬言疋 沓籠 御乗掛
- 押之者三人 少間ヲ置
- 騎馬浅見空之助 同師岡加兵衛 同石川藤左衛門
- 同渡部十郎兵衛 同掛山四郎右衛門 同久世市左衛門
- 同服部次郎兵衛 同布施半之丞 同山中市郎右衛門
- 同野間次大夫 同飯田清兵衛 同秋原所左衛門
- 同飯塚権左衛門 同大井三郎右衛門 同信太金弥
- 同鈴木助之進 同大田十郎右衛門 同大嶋九郎右衛門
- 同菅谷三郎左衛門 乗物言挺医師衆原道喜 家中具足櫃
- 立弓 傘 挟箱 持道具杖付二人 甚助 与八郎
- 乗掛御小姓衆 山田孫兵衛 篠崎十三郎
- 堀内 記 寺尾兵三郎 内山善太郎
- 高妻伝三郎 大井源之丞 中根友之助
- 鈴木 三弥 後藤市十郎 高崎長九郎

御詰衆

堀江 三之丞	菅谷 十大夫	原 半右衛門
奥木 新兵衛	勝田 平兵衛	柳沢 一十郎
石橋多左衛門	磯谷 三大夫	栗津八郎右衛門
日比小左衛門	瀧川十左衛門	石田八右衛門
掛山勘右衛門	半田権右衛門	中山甚右衛門
垣谷 権大夫	木村与三右衛門	平林善左衛門
山崎 甚兵衛	湯田徳左衛門	中村三右衛門
関 五兵衛	高木 半大夫	服部半左衛門
岡本角左衛門	岡本儀左衛門	神土弥一右衛門
御徒士衆		
梅崎市左衛門	津原 兵大夫	鈴木三右衛門
深谷 六大夫	湯浅八左衛門	関 与右衛門
布施新右衛門	岡見勘右衛門	深見甚五兵衛
榎本金左衛門	伊藤甚左衛門	遠藤清右衛門
村上 十兵衛	白井小右衛門	深崎弥五兵衛
田中 長兵衛	村上 権兵衛	篠井五右衛門
斎藤仁右衛門	岩井十右衛門	鎌田弥五左衛門
三輪 七兵衛	山本助左衛門	永野八右衛門
高橋 次兵衛	白石五左衛門	矢嶋十郎右衛門

山口与五兵衛 湯原 市兵衛 横山次右衛門
宮崎 喜兵衛

一行列并馬之立様、石川藤左衛門二下知被 仰付候、
一戸塚・小田原・沼津・江尻御泊り所宿々、御歩行目付朝々
改申候、同廿九日二岡部町江御一宿被遊候、其日御先江役
人五七人被遣、田中二而三日之内、御家中并御供中賄無
滞様二被 仰付候、
一兼而田中二被成御座候御上使渡部半之丞様・森次郎兵衛様、
於御城金銀二而台杯相整候、御振舞之御支度之御用二役人
五三人被遣候、

一十月朔日巳ノ刻、田中江御入部被遊候、行列之次第江戸御
立同前二被仰付候、御道具之分、大手御門際江何も次第を
能持参仕候、御城江御入被成候時、尤惣御家中何も御供仕
候様二被 仰付候、白子町は程遠く御座候故、家中乗馬并
乗懸共直二宿々江参候様二被 仰付候、
一白子町御番所二而御上下被為 召、御城江御入被成候、兼
而御本丸二被成御座候 御上使御両人江御対面被成、御祝
二製斗出申候、夫方直二ノ丸御座所江御同道被成、御振
廻被進候、年寄共御前江被 召出候、

一御本丸は御直二御受取被成候、方々番所之儀、何も御門ノ
候而有之、大手御門斗明候而有之、年寄共所々江参候而見
斗、番之者共申付候、

一御城番二罷有候水野監物様家老衆拜郷三郎右衛門・水野芥^五
右衛門・野田次郎右衛門、大手二而御目見被 仰付、右三
人二ノ丸江被 召寄、御振舞被下置、則其日田中罷立候、
一御上使御立被成、直二江戸江御下り被成候、就夫町屋江被
成御出、御暇乞被遊候、道中江も御飛脚被遣候、

町二御立被成候札之覚

条々

一公儀御法度堅可相守事、
一御伝馬早乗物継飛脚之義は不及申二、往還之上下毛頭滞無
之様二人馬可出之事、
一町中火之用心堅仕、夜番夜廻少も油断仕間敷事、
一諸奉公人町人百姓二難渋申掛、諸事猥之義於有之は急度可
申上候事、

一町人百姓、对奉公人慮外仕間敷候事、
一奉公人他所江一切出し申間敷候事、
一手負其外あやしき者有之は留置、早々注進可仕候事、

制札 町在共二

諸国在々所々におみて新銭鑄之事停止也、若相隠鑄出輩あ
ら八可申出之、縦同類たりといふとも其科をゆるし、御褒
美可被下候、自然脇より訴人於有之は、本人は不及申、五
人組同罪におこなふへし、并其所之者迄可為曲事者也、
右此度 御公儀より被 仰出候、其旨趣を相守たてまつ
るへき者也、仍如件

寛永十九年十月朔日 御名

一はてれんの訴人 銀子貳百枚
一いるまんの訴人 同 百枚
一きりしたんの訴人 同 五拾枚
右訴人いたし候輩は、たとひ同宗たりといふとも、宗旨

をころひ申出ルニおめて八其科をゆるし、御ほうひとし
 て御書付のこく可被下之旨被 仰出候 以上
 右先年被 仰出候趣也、いよ／＼精を出し見付聞付、訴
 人に罷出へし、若油断いたし脇より訴人出て、其前後一
 町可為曲事者也、仍如件
 郷中江は其一村可為曲事者也、仍如件
 寛永十九年十月朔日 御名

右三枚之御札立木并芝土居もかり、念を入可申旨町奉行二
 被 仰付候、郷中江之札は御代官江被 仰付候、芝土居も
 かり同前二申渡候、

中之間江御張紙之御法度寛

条々

- 一 公儀御法度之儀は不及申二、此度相定所之条々毛頭不可相
背候事、
- 一 武器馬具面々身上に心所持仕、肝要之時分手つかさる様、
不断可相嗜事、
- 一 衣類屋作食物等儉約二可被致事、
- 一 吉利支丹宗門堅法度之上、弥其旨を可守、万二彼宗旨二面

向者有之二おめて八急度可申上候事、
 一 喧嘩口論禁制之上、於相背輩は不理論非、双方成敗たるへ
 し、万二荷担之者有之は本人より曲事たるの間、嚴重に可
 申付事、
 一 喧嘩口論自然有之刻、相定所之役人之外翔集候事、堅停止
 たり、
 但其場に有合候者八可為格別事、

一 何事に不寄徒党をむすひ一味仕候儀、堅停止たり、猥之参
 会かわりたる形儀不可仕候事、

一 田中江外江罷出候儀、用所を目付之者江為申聞可罷出、
 但一日路共有之所江参候ハ、直之暇たるへし、在江

戸之時分八年寄共二可被申候事、

一 傍輩の中を妨、中惡敷仕間敷事、

一 人返等内外共に難洪申間敷候、自然内之者出入有之共、年
 寄共目付之者二申届、指図次第に可仕候、主人々之申分仕
 間敷候事、

一 牢人抱候事堅禁制、自然無拋義も有之ハ、子細を年寄共目
 付之者二為申聞、差図次第二可被致候事、

一 親類縁者知音のよしみたりといふ共、公事かましき事一切
 取持申間敷候事、

- 一 自然振舞一汁三菜、
- 一 但香物酒三返事たるへし、乱酔堅禁制之事、

- 一 賭之諸勝負、堅禁制之事、
- 一 若党中間小者給分、相定通二可被抱事、
- 一 音信物停止、

但手作のやさい、面々屋敷のなり物等は可為格別事、
 一 縁組之儀、家中他家二不寄、前広年寄共を以可為申聞候事、
 一面々召仕候若党小者中間迄吟味致可被抱候、徒者於有之は
 主人越度たるへき事、

右之条々聊無失念可被相守、若於相背は遂穿鑿、急度可
 申付者也、

寛永十九年十月朔日 御名御判

右之御書付十月十六日二出ル、

一同月二日、田中御入部被成候為御礼、菅谷三郎左衛門江戸
 江御下シ被成候、

一同日、田中御城米并藤枝・白子両町、岡部・嶋田・金谷町々
 方納申候代物、飯田清兵衛・岡本儀左衛門兩人二而、監物
 様御内衆石井市郎兵衛方御城米千九百六拾壹石九斗三升
 六合請取手形差遣又、都合式千石に三拾八石六升四合不足

是は松平大膳様御代二不足致候由、代物は四百貫文請取申
 候、

一家中屋敷見分致、上中下門二張紙致、書付差置可申由、掛
 山四郎右衛門・木村与三右衛門江被 仰付候、

一同月三日、家中屋敷其外外廻り所々番所坏被成御覽候、四
 日二年寄共屋敷被下候、五日惣家中江屋敷被下候、

一同月六日、藤枝・白子并在々共諸色之改人、町奉行郡奉行
 検見之者、浜辺之役人、樹木改役人、山奉行、鳥見之役、
 御普請奉行、使者馳走之役人、飛脚馳走人、其外之役人夫々
 被 仰付候、

一同日、御城米御家中江高百石二付、十俵宛御借被成候、御
 扶持方取江も相渡申候、

一同月十日、町人并在々庄屋共御礼申上候、藤枝・白子両町
 江代物百貫、両問屋江三貫宛、町年寄江式貫ツ、在々庄
 屋二三百文宛被下候、

御入部二付郷中惣庄屋共江

一通宛被下候御書付之覚

一 公儀御法度弥堅相守へし、数年を経候御法度、聊失念仕へ
 からず候事、

一 吉利支丹并盜賊聞出訴人仕候ハ、御公儀方御褒美申請遣、其上私二ほうひ出可申候事、

一 郷廻りの奉公人并鷹師領指殺生人等、手形なくして往来いたし候者有之ハ相改、則可申上候事、

一 代官并給人、何者に不寄在々二而人馬つかひ候事、手形なくして一人言足出し申間敷候事、

一 代官并上下諸奉公人礼物礼義之義は不及申、往来之刻菓子成共出し申間敷候、

但商売二八不苦候事、

一 奉公人他所江遣候事、年季之儀は不及申、一季居たりといふとも町奉行代官江断なくして一切出し申間敷候、縦奉公に遣候ともあきないに出候共、先を町奉行代官江可申間候事、

一 外より百姓參、領内二有付可申と申候ハ、竹木以下可遣候、

但不審成者かまひ有之者ハ可為無用候事、

一 町人百姓五人組弥堅可申合候、欠落之者有之は、其組方尋出し可申候事、

一 免相成程せんさくの上二而申付候間、訴訟仕間敷候事、

一 百姓用なくして節々田中江出入仕間敷候事、

一 前代二相済候公事、非分之方方申出候ハ、裁許二不及、或八籠舎或は過錢可申付候事、

一 公事諸奉公人を頼、何角申間敷候、奉行人江直二可申出候事、

一 庄屋方方脇百姓江非分少も申掛間敷候事、

一 皆済以前在々二而、何に不依つるへもの堅停止之事、

一 男女田中江之奉公人切米、定之外二高下何角申間鋪候事、

一 在々悪党無之様に、一郷之内二而無油断穿鑿いたし、隣郷江も互に可相断之事、

一 何事に不寄一味仕候ハ、曲事たるへき事、

一 賭之諸勝負、堅禁制之事、

一 諸奉公人町中在々におゐて押買狼藉并女くるひ、惣而無作法之儀有之は、急度可申上候事、

一 田畑少もあらし候ハ、五人組并其村中可為曲事事、

一 公儀御伝馬之事ハ不及申二、往還之旅人上下をゑらはず、人馬滞無之様可出候、

付り往還之人喧嘩口論仕出し候ハ、近辺町人出合、事二ならざるやう二可仕候、若手負死人出来候ハ、双方留置、町奉行代官江可申間候事、

一手負其外あやしき者有之は其所に留置、早々可申上候事、

一 山林之儀は不及申、居屋敷竹木并筍狼に伐採申間敷候、屋

作等致候ハ、山奉行江断之分手形を以相調可申候事、

一 衣類食物等俵約を用、少も不似合義仕間敷候事、

一 牢人に一切宿借申間敷候、

但往還一夜之義不苦候、縦何様之ものたりといふとも、

一 宿之上致滞留候ハ、子細を承届、郡奉行代官江相断可

任差図事、

右式拾五ヶ条堅可相守者也、仍如件

寛永十九年十月十日

右庄や共御礼申上候時、御よませ被 仰聞候、

一同月十二日、諸役人二誓紙被 仰付候、

前書

年寄共

一 御為之儀、毛頭おるかに不存、万事御用之儀油断仕間敷候事、

一 御家中上下町人百姓等に至迄、聊依怙ひいき仕間敷候事、

一 万事談合之儀、ふくそうなく穿鑿致、多分二落着可仕事、

一 御家中善悪之儀、有様二可申上候事、

一 町人百姓之方方音信物之儀、何二而も請申間敷事、

以上

前書

御目付衆

一 御為之儀、かけひなたなく奉存、万事御目付役油断仕間敷事、

一 御家中上下町人百姓等之儀、共二承及候通可申上候、少も

依怙鼻肩仕間敷事、

一 御奉公人上下町人百姓等之方方礼物礼義受用仕間敷事、

一 御法度二相背候者之儀は不及申、不覚悟成者御家中妨二も

成候者ハ可申上候事、

一年寄共御用人代官諸役人、御つしるくらき義有之は可申上

候事、

一 万事御奉公たて仕、御為ふかく存候者見届、承届可申上候

事、

一 何事二不寄、諸人迷惑仕候儀有之ハ可申上候事、

以上

前書

町奉行

一 御為之儀、かけひなたなく奉存、万事町中之儀、無油断可

申付候事、

一 公事之儀は不申及、諸事少も依怙鼻肩仕間敷候事、

一 町人之方方礼義礼物之儀、一切受用仕間敷候事、

以上

前書

- 一 御為之儀、おろかに不奉存、諸事御役義相勤可申候事、
- 一 百姓上中下共二無沙汰二存間敷候事、
- 一 公事等八不及申二、何事二不寄依怙羸肩仕間敷候事、
- 一 附音信物聊之物二而も受用仕間敷候事、
- 一 山野林二可成所、或は新田場又八用水池井懸之所心掛、見立可申事、
- 以上

以上

前書

- 一 御城米并御納米請取之内、私用として一切遣申間敷候、尤誰二も借申間敷候事、
- 以上

御蔵米役人

前書

樹木奉行

- 一 樹木之儀念を入穿鑿仕、帳二付上可申候事、
- 一 百姓にかさつ成義、一切申掛間敷事、
- 一 附音信物何にても請申間敷候事、
- 一 御定之扶持積之上二、百姓之振舞一切給申間敷候事、
- 一 附酒菓子二而も給申間敷候、代かへ候は可為各別候事、
- 以上
- 一 御納所之金銀米錢、自用として遣申間敷候事、
- 以上

御代官衆

前書

御鉄炮奉行

- 一 御年貢無油断取納可申候事、
- 一 何二而も御うしろくらき義仕間敷候事、
- 一 百姓前方何角二付、礼物少も取申間敷候事、
- 一 何事不寄毛頭依怙羸肩仕間敷候事、
- 一 御蔵江請取申候金銀、私用として一切遣申間敷候、尤誰二も借申間敷候事、
- 以上

御金奉行

以上

前書

山奉行

- 一 御後闇義少も仕間鋪候事、
- 一 御用なくして竹木猿二切申間敷候事、
- 一 竹木炭薪、其外何二而も手前抑留仕間敷候事、
- 一 百姓前方何二而も音信物取申間敷候事、
- 一 郷中江出入、百姓二かさつ申懸間敷事、
- 一 町人百姓之所二而振舞之儀は不及申、酒菓子二而も給申間敷候、
- 一 但代かへ二而八不苦候、
- 一 郷中二而人馬私用として遣申間敷事、
- 一 何方々被仰越候共、手形裏判なくして竹木きらせ遣し申間敷事、
- 一 山林無油断見廻り、あれさるやうに可申付候事、
- 一 きらせ申候材木、山中又八海辺など、其外遠所方目付二致候木、或八名木なとぎらせ不申候様二申渡候、
- 以上

一 百姓前方音信物、何二而も請申間敷事、

一 百姓之所二而振舞之儀は不及申、酒菓子二而も給申間敷事、

但代かへ二而八不苦候、

一人馬遣申間敷事、

以上

前書

御普請奉行衆

- 一 諸事御後闇儀仕間敷事、
- 一 御普請方諸役人并諸職人悪敷義も御座候は、見出闕出次第急度可申上候事、
- 一 売人方々請取申諸色、一入人念可申事、
- 一 御為つくの義、何色に不寄存寄候義も御座候八、少も無遠慮可申上候事、
- 一 釘かすかいかな物并竹木板縄、念ヲ入可申付候事、
- 一 手代之者二御普請所古物等取置候儀、并御普請道具羸相二不致候様二可申付候事、
- 一 御足輕御中間并御家中御役之者、其外諸細工人二依怙羸相なく、日帳以下有様二付可申候、
- 一 附諸職人方音信物つけ申間敷事、
- 一 大工小屋火之元、昼夜無油断可申付候、

前書

御鷹師衆

- 一 御鷹少も如在不仕、念を入可申事、
- 一 郷中江罷出候刻、百姓二かさつ申懸間敷事、

附番之者嚴密二相勤候様可申付事、
一金銀米錢請取払、其外諸色請取候品々迄、払御勘定急度仕
上ケ可申事、
以上

以上

前書

御歩行目付

一御為之儀かけひなたなく奉存、御目付役少も油断仕間敷事、
一御家中上下町人百姓等之儀、何事二不寄御尋之儀、承及候
通有様二可申上候、少も依怙鼻肩仕間敷候事、
一御奉公人上下町人百姓方礼物礼義受用仕間敷候事、
一御法度二相背候者八不及申、不覚悟成者御家中妨二成候者
は可申上候事、
一御用人代官諸役人、御後闇儀并我辰成跡有之は可申上事、
一万事御奉公たて仕、御為深く存候者見届、承届可申上事、
一何事二不寄、諸役人迷惑仕候義有之は可申上候事、
以上

前書

御納戸衆

一御為つく之儀おろそかに奉存ましき事、
一御納戸之品々、聊應相二仕ましき事、

一万御買物之義二付、聊依怙鼻肩仕間敷事、
以上

前書

右筆衆

一御案詞應相二不致、他言仕間敷事、
一年寄中相談之義、彼是被、仰出無之以前、他言仕間敷事、
一御為之儀、愚二存間敷事、
一墨筆紙、猥二遣申間敷事、
以上
一御勘定之儀第一念入可申事、
一御為之儀おろそかに不奉存、存寄候儀御座候八、可申上候事、
一被、仰出無之以前、御相談之儀他言仕間敷事、
以上

前書

浜辺之役人

一水五斎、依怙鼻肩なく有様二取可申事、
一狛師共にかさつ申懸ましき事、
一江戸廻り舟積諸色運賃、有様二御勘定^{○相定}可申事、

一五斎錢并五斎之肴、私用として遣申間敷事、
以上

以上

前書

鳥見之者

一鳥見之御役無油断相勤、被、仰付候御書付之通、有様二諸
事可申上候事、
一郷中江罷出候刻、百姓二かさつ申懸間敷候、尤一疋老人出
申間敷候、
附御定之御扶持之外、何二而も被下間敷事、
以上

前書

検見之衆

一当検見二付、毛頭依怙鼻肩仕間敷事、
一御取付有様二可仕事、
一中間相談ふくそうなく可仕事、
附無作法無之様二下々等二も可申付事、
一百姓前方何二而も音信物請申間敷事、
一中間にて口論仕間敷事、
以上
右何も一度二誓紙被、仰付候、

十月十三日

御入部之砌惣郷江廻り候書付

一先何之年々去何之年迄五年之免状持参之、
一小物成新田并当開いたし候儀、有様二可申事、
一免状之外前々々納米候儀、何色二不寄有様二可申事、
来儿何日二御城下江庄屋組頭可罷越候、
月日
右之日夕師岡加兵衛所二而諸事相尋申候、寄合寛、郡奉行
元方御目付衆老人勘定衆、
申渡之覚
一諸事御法度二相背申間敷候、
附質物念を入取可申事、
一御免状出之、惣百姓寄合高割可致候、
附高役二付、御納所之品々糠藁等二至迄嚴密二可相勤事、
一殺生御法度二候、御免之札を取可致事、
相尋覚

一錢方納之事、 一步錢歩米之事
一大豆并雑石納之事、 一入新并炭之事
一御米津出之事、 一糠藁納様并入草之事
一綿漆蠟之事、 一栗柿山椒其外何二而も

- 一海川山二札立候事 一樹木納之事
- 一札二而山苅申事附 一留山留川之事
- 一駒口銭之事 一津役并大蠅之事
- 一鹿狩山追鳥狩鶴 一筏役之事
- 一雲雀之殺生場之事 一紙すきの事
- 一海辺馬次二助馬之事

右之通相尋申候、高式万五千石二村数六拾六里

定

- 一御使二被參候衆御番御奉公休、一日路休なし、二日路カ五日路迄、前三日後三日以上六日之休、六日路カ十日路迄、前四日後五日以上九日之休、十日路カ外前五日後十日以上十五日之休

忌日数定

- 一父母 三十五日 一養母 十日 一祖父 十五日
- 一祖母 十日 一伯父 十日 一おは 七日
- 一兄弟 十日 一いとこ 三日 一子 十五日
- 一女房 十五日 一おいめい 三日

以上

不仕たくわへ斗二心かけ候者可申上候事、

- 一諸奉公人上下二不奇、身上不罷成者之様子承届可申上候事
- 一番おろかに致候者、能々相改可申上候事、
- 一諸奉行物頭依怙有之八、聞付見付可申上候事、
- 一殺生人能々相改候様二、無油断鳥見二可申付候事、
- 一留守中之事、番之者之外城中出入仕間敷候事、
- 一留守中町人百姓一切入申間敷候、用之儀は各別之事、
- 一留守中之事、暮六ツ二門立させ可申候事、

以上

十月廿日

- 一鳥見之者二被 仰付候覚
- 一御城廻り并在々念ヲ入、時をさためず、朝昼晩夜へかけても廻り見可申候事、
- 一鷹之儀は不申及、あ三はか万殺生道具みくすく迄も相改可申候事、
- 一他所之者殺生致候は、御鷹場二而万殺生御法度之由申候而、滞無之様二おいやり可申候事、
- 一家中之上下は名を承、目付之者迄可申候、名不申候はつれ候而目付之者江渡し可申候事、
- 一町人なら八所左衛門二相届可申候、百姓なら八代官二可申

- 十月十七日
- 一同月廿日御目付江之被 仰渡

覚

- 一侍町火事出来、見付聞付次第翔集り、情を出し火を消候様に可仕候、町中火事之刻八奉公人一円出し申間敷候、目付之者当番斗罷出、所左衛門二加り、町之者精を出し火消候様二仕、盗人等相改可申候、
- 一田中中喧嘩口論或は欠落之者、其外何二而も用ケ間敷事出来候八、早速目付之者不残罷出、安藤五郎左衛門指添相談致、其上三郎左衛門并年寄共二為申聞可相斗、人之入候事有之は、物頭指図致、組を連出候様二可仕候、
- 一公事等之刻万穿鑿事、蔵米之出入、諸道具改、弓的鉄炮、何事二而も目付当番言人宛罷出、見聞可仕候事、
- 一法度二背候者、弥見付聞付可申候、并かけひなたなく奉公之道心懸候者八可申候事、
- 一病人折々気色見可申候事、
- 一侍上下二ヶ月二志度、三ヶ月二度程ふと帳ヲ付可申候、但三郎左衛門所二而之事、
- 一武道具嗜ふたしなみの分見届可申上候事、
- 一分限二過たる義仕候者、何色二不奇可申上候、并分限程二

候事、

以上

十月廿日

- 一田中御領分之儀御鷹場二御座候処、右之通一人万事被入御念被 仰付候、
- 一十月廿日、御領分不残大廻り被 仰付候、服部次郎兵衛・師岡加兵衛○大田十郎左衛門・飯田清兵衛・岡本義左衛門・御目付衆言人宛在々江罷出、郷中之様子見分仕候、
- 一町在々五人組改二罷出候者江申渡之覚

町在々五人組改二罷出候者江申渡之覚

- 一前廉庄屋共二一通宛被下候御書付之通相守候様、諸事可被申渡候、并手形之案文其外改之品々書付申候、右之外も何二而も在之候は改書付可被申候、
- 一指上ケ申五人組手形之事

- 一今度五人組并被 仰付候御法度之旨、弥堅相守可申候、自然相背申候者御座候は、当人之事八不及申二、其組中如何様二も曲事二可被 仰付候事、
- 一五人組之内徒者御座候八、急度可申上候、
- 一附欠落之者御座候は、組中を致尋出し可申候事、
- 一御改之品々有様二申上候事、

右之通少も違背仕間敷候、若諸事相背申候と脇方申出候は、何様二七曲事二可被 仰付候、為後日仍如件

年号月日

可相尋覚

- 一 五人組合之事
- 一家数之事
- 一 牛馬数之事
- 一 色々樹木数之事
- 一 諸職人之事
- 一 寺社数之事
- 付本寺并寺社領、同証文写之事
- 一 吉利支丹宗門改
- 付寺請証文之事
- 一 珍敷宗門改之事
- 付行人之事
- 一地侍并引込罷在牢人之事
- 付古主并其身之様子、或は覺なと有之候儀、年比共二可
- 承候事
- 一 百姓衆親類縁者、他所二罷在候名之事
- 一 田畑不作者之事
- 一 市之立所之様子之事
- 一 唯今迄他所二奉公致罷在候者、何之年可罷帰と帳二付可被

置事

- 一 祭礼之事
- 一 所々名物之事
- 一 鉄炮所持仕者之事
- 付何色二不寄致来り候物之事 付狩人之事
- 一 在々弓射申候者之事
- 一 大竹在之所之事
- 一 芸者之事
- 一 所々山林
- 公儀分并百姓わけ之事
- 付何二不寄大木之事
- 一 惣別山野他領入合之事
- 一 狛船并廻船数之事
- 一 津役之事
- 一 五才之事
- 一 一筏役之事
- 一 大網大獵之事
- 以上
- 一 御鷹師衆田中御通り之節、藤枝御殿御鷹部屋二御鷹共御とめ被成候時、前々方町之者共御番致候、然共御足輕共も被差置候、御鷹匠衆江は手樽御肴など被遣候、
- 一 在々江かゝし長縄さきのとおり候竹、其外犬猫之儀并道橋少々掃除など申付候、毎年霜月中比方御通り被成候、
- 一 十月廿五日、中之間之御張紙重而被 仰出候、

覚

- 一 火之用心昼夜油断仕間鋪候、万一侍屋敷二火事出来候ハ、何も懸合情出し消可申候事、
- 一 侍屋敷中二親類縁者二而も、他家中之者泊候儀、堅仕間敷候、昼は不苦候、
- 但無扱儀は年寄共断申、不苦と申候は泊可申事、
- 一 不断之着類、絹緋木綿紙子可然候、はれの小袖かミしも八嗜二而、客有之時着致可罷出候、
- 但庵相成物も仕立候八て不叶事二て八なく候、古キ物着
- やふり仕立候ハ、右之類の物を可仕候、うらゑりな
- と結構二候得は、是又せんなき事二候、
- 付り五節句八肩衣袴着可仕候、不断之礼日二八可為無
- 用候事、
- 一 礼日之儀は不及申二、常二互の見廻あるきも袴を可着事、
- 一 町人百姓二理不尽之儀、かさつかましき躰仕間敷候、若町人百姓慮外之儀候は、目付之者二可為申聞候、其上年寄共
- 二申、町奉行代官二急度可申事、
- 一面々屋敷之前掃除、無沙汰仕間敷候事、
- 一 私之殺生堅仕間敷候事、
- 午十月廿五日

- 一 十月廿八日、御家中面々知行高拝領被 仰付候、
- 一 牢人被召抱候二合力米被下候儀、六月晦日前二被召出候二は物成不残被下候、七月朔日方後被召出候二八半物成被下候、
- 一 御家中物成米被下候儀、高弐百石二四ツ成積り、米四拾石之勘定ヲ以相渡し候様二被 仰付候、田中納儀升入 御公儀は老儀二付、三斗七升入二而御座候、百姓前々納候処は、御城主代々三斗九升入二而御座候、右之儀入来夏迄不足無之様二と代官衆申付候故、四斗吉升入或は四斗入御座候、右之通故、百石二付納儀百八拾儀被下候、御城米請取候而升目見申候も、右之儀入二而御座候、
- 附馬飼料被下候儀、高弐百石二大豆吉升五合、百五十石
- 二式升宛被下候、糠糞馬持之分不残被下候、糠年中之積、糞は五月方八月迄四ヶ月ヲ引、八ヶ月被下候、
- 十月廿八日
- 一 極月五日、庄屋共江吉通宛被下候御書付
- 吉利支丹宗門改心付可申覚 重而被 仰出候、
- 一 男女に不寄遠国無縁之者参り、奉公望候共あきなひ致度と申候共、則留置、町奉行代官二為申聞、穿鑿之上可任差圖
- 二、置申間敷と存候而、穿鑿なし断なし二追遣申間敷事、

一着類以下八日本之跡ニても、物いひ異国の口ほとけさる様
二聞候か、其外あやしき跡之者通り候ハ、何となく留置、
町奉行代官二様子見せ可申事、

一 はちひらき僧乞食の類に能々心を付、少成共あやしき義候
ハ、留置、町奉行代官に早々可申聞候事、

一 男女に不寄、数年益彼岸二も寺參不致者有之ハ心ヲ付、弥
不審成義も候ハ、可申上候事、

一 親子親類相果候を宗旨之寺ヲも不頼、屋敷近く二死骸を堀
埋候は、急度心ヲ付、見出し聞出し可申上候事、

一 しれさる者通り之者之様ニ致、町中又塔宮杯のあたりニたゝ
すみ候ハ、見付次第二住所見届可申候事、

一 寺社は寺領社領もなく、出作等之田地も不作、旦那もなく
して内証富貴二見へ候ハ、其所之庄屋心付代官江為申聞、
様子見届可申候、并町人百姓八田地も不作、商売も不致し
よくをも不致して、内証自由の暮二相見へ候ハ、急度心
付承届可申候事、

右之覚書之通能々相心得、此外も朝暮万事二機ヲ付、見
出し聞出し御註進可申候、毛頭油断仕間敷候、以上

極月五日

右庄屋共二志通宛被下候、

覚

一 何国之船ニ而も、大小二不寄湊江入候ハ、不及申二、沖二
懸り候ハ、何方之船ニ而候と承届、舟この様子能々念ヲ
入、人からの跡積候物迄見候て、少もあやしき義候ハ、早々
註進可申候事、

一 船大小二不寄、作り之違たるは早々舟数を出し、押留註進
可申候事、

一 小舟二而湊辺江あかり、食事など調、沖江かよひ候跡候ハ
、則付候而先を見届、早々註進可仕候事、

右之通相心得、朝暮心付可申候、以上

極月五日

浜辺之庄屋共二右ニ相添一志通宛被下候、

一同月同日御領分寺院江志通宛被遣候御書付

覚

一 遠国方無縁之僧来り、学文望候共、弟子二成居住致度と申
候共、能々吟味被致、疑之儀於無之は可被抱候、少成共不
審成義有之は留置、町奉行代官江可被申候、召置間敷と被
存とて、穿鑿なし断なし二追遣被申間敷候、并俗奉公望候
共、寺中ヲかり居住致度と申共、右可為同前候、惣而僧俗

二不寄しれさる者、寺中辺たゝすみ候ハ、急度改可被申候、
通のへんさん僧けちゑんに參詣之者、又は乞食の類成程心
付、そのていたらく少もあやしき見へ候ハ、留置、早々町
奉行代官迄可被申候事、

一 珍敷宗旨之儀は不及申二、一宗之内ニても替りたる法を立
候僧在之は、見及聞及次第可被申上候事、

一 侍町人百姓共二宗旨旦那二成たる斗ニ而、寺參も不致不通
之者有之は、此方江断被申、右二宗旨之証拠二立被差上候
手形之判形きやく可被申候事、

右覚書之通能々被相心得、此外も万事朝暮心ヲ付、見
出し聞出し御註進可被申上候、以上

右御領分寺々本寺江志通宛被遣候、

但本寺遠国二有之寺江志通つゝ被下候、

午極月五日

一 大御番頭被遊候時被召抱候与力衆、則御手前江拾人ながら
被召置候、同心共は言人も不被召遣候、

安藤五郎左衛門 喜多嶋市兵衛 井上四郎左衛門

高妻 忠兵衛 麻生源太左衛門 稲川勘左衛門

瀧川清左衛門 田中四郎兵衛 田中一郎兵衛

岸原助大夫

一 久世市左衛門・佐竹市右衛門二御弓組足輕十五人、小頭志
人宛御預被成候、

一 大井三郎右衛門・内藤茂左衛門、御長柄組御中間三拾人、
外二小頭志人宛御預被成候、

一 石川藤左衛門、御鉄炮組足輕式拾人、外二小頭志人御預被
成候、

一 板橋三郎兵衛・布施隼人、御弓組足輕拾人、外二小頭志人
宛御預被成候、

一 御普請組御中間式拾人、外二手代之者三人、都筑助右衛門
二御預被成候、

一 御鉄炮并玉葉奉行中村清大夫御足輕七人、外二小頭志人御

中間五人御預ケ被成候、

一 町同心式拾人、外二小頭式人萩原所左衛門二御預ケ被成候、

一 御鷹匠衆御領さし御犬引御中間等支配、中根次郎右衛門被
仰付候、

一 御足輕小頭は三両言歩、並足輕八三両、中間小頭は式両言
歩、並御中間式兩宛、御供廻り八高下御座候、

一 江戸御留守中御本丸御番致候者共

高妻 忠兵衛 麻生源太左衛門 瀧川清左衛門

岸原 助大夫 布施 隼人

右五人二而昼之内言人宛代り々、夜は言人二而相勤候様二
被 仰付候、

覚

一 二幅三ツ一中白上下黒、長サ壹丈ちつき、右御

一 御 旗 旗横手さきにまねぎ有之、壹幅二而長サ四尺五
寸程、惣地黒、桐之御紋五ツ白

一 御まごひ 六幅地あかね、中程少上三桐之御紋壹ツ白四
幅二かゝり候程、長サ九尺ぬいさし壹尺五寸程

一 御馬印 金之きりさき紙の長サ壹寸五分、わちかへさし
渡式尺五寸程、右わちかへの上式尺五寸程、置

金のすみ取紙有之、

折かけ幅数おもひく、惣地黒上二桐之御紋壹

一 家中指物 一ツ、白竿付二銘々名字名白、年寄共物頭之分八
指物之上におもひくのだし可仕候、但家中同
様成だし無之様二被 仰付候、

一 足輕指物 しなひ一幅地黒二上ノ方二桐ノ御紋壹ツ白ク、
中二白筋二ツ、但三寸ツ、

一家中武具馬具古き八不苦候、万小道具等無残所揃所持可仕
候事、

一 くわんせよりのうちかい、主人々八不及申二、召遣候上下
之分手前二而細工二致、所持可仕候事、

定

一 御足輕御中間 御普請始二月十五日

一 御家中普請之者出し候事、三月朔日夕五月晦日迄、九月朔
日夕霜月晦日迄、毎年如此、

但普請之處無之時は出させ申間敷事勿論也、川除其外与
風人足多人候時は何時も各別之事、

一 御番十日之煩二普請之者式人廿日出させ可申候、
但役之外也、十日夕上之煩、右之積りヲ以可申付候、但
当座煩八各別之間、見合可申付候事、

一 御家中衆二二ヶ年も長煩致候者二は、役之者高二心シ為出
候様二被 仰付候、

一 安藤五郎左衛門組御旗之者二八御普請役御免被成、方々江
飛脚使斗仕候様二被 仰付候、

極月五日夕末之ヶ条、何月比被 仰出候哉、月日無之、

一 寛永二十未年正月元日御礼之次第、年寄共、其次出頭衆、
其次御旗大将安藤五郎左衛門、其次御留守居番衆・郡奉行
衆、其次物頭衆・御歩行頭・詰中間頭衆・本方衆、切御馬
廻り衆・医者衆・詰衆・家中子共・おもて中小姓衆、其次
未々之者共御礼申上、御盃頂戴仕候、御歩行衆夕敷居ヲ隔
御盃戴申候、

二 二日二町人、四日二出家衆・神主・ねき・山伏、五日二在々
庄屋共御礼仕候、右奏者番衆替りく所之名共二披露申候、

正月江戸御下向之時御供衆御法度書

一 御直衆二何方二而も慮外仕間敷事、

一 詰之侍中一日暇之事、直々暇たるへし、

但湯江参候儀八目付之者二相断可参候、先二而之形義相
嗜可申候、猥之儀候八、見出し聞出し急度可申付事、

一 歩行者中間小者頭二暇之儀可申候事、

一 供使二参候刻、道寄仕間敷候、使之所ヲ早く仕舞可罷帰候、
一 不断海道袴着ありき可申候、

但遠所八可為各別事、

一 長屋二而小歌ちやつるり高声仕間敷事、

一 長屋火之用心、昼夜油断仕間敷事、

一 召仕候者日暮候而、門より外江出シ申間敷候、昼之内出し
候而、暮以前二帰宅仕候様二可申付候事、

一 他家中之者、門内江呼入申間敷候、
但親子兄弟其外近き縁者親類八、目付之者二申聞セ可任

差図書、

右可相守者也、

未正月三日

償人積り之覚

一 高百石	上下五人	一百五十石	上下七人
一 貳百石	上下八人	貳百五十石	上下九人
一 三百石	上下拾二人	三百五十石	上下十三人
一 四百石	上下拾四人	四百五十石	上下拾五人
一 五百石	上下拾六人	五百五十石	上下十七人
一 六百石	上下拾八人	六百五十石	上下十九人

一七百石 上下廿人 一七百五十石 上下廿一人
 一八百石 上下廿二人 一八百五十石 上下廿三人
 一九百石 上下廿四人 一九百五十石 上下廿五人
 一千石 上下廿六人
 右之人積り、江戸米之直段次第上下三分銀子二而一目之賤、御目付中勘定ヲ立相渡申候、

田中御城米御改二末ノ二月五日村越七郎左衛門様・長谷川太郎兵衛殿・完倉与兵衛殿御越被成、則御城米蔵江御出被成、俵数并升目御覽被成候、就其手形被 仰付候、
 御城米之事

田中御蔵二詰ル
 合式千石者
 右之御米、水野監物殿方松平伊賀守請取被申、御蔵二詰置申所少も紛無御座候、自是先も念ヲ入、毎年初納ヲ以詰替可申候、為其一札如此二候、以上

寛永廿年末二月五日
 松平伊賀守内
 大田十郎右衛門
 師岡 加兵衛 判
 村越七郎左衛門殿
 長谷川太郎兵衛殿

右之通二手形御取被成、初秋二詰替可申由被仰付、直二まり二江御越被成候、手樽御肴杯御泊江被遣候、殿様は江戸二被成御座候、

一正保元申年三月十日田中御立、同月十三日江戸御着座被成候、

一同月十八日五千石御加増、遠州掛川江御所替被 仰付、御知行都合三万石御拝領被成、其上壹万石之御預地被 仰付候、

一同月廿日、右之通被 仰付、從江戸石川藤左衛門田中江被遣候、同廿四日関五兵衛被遣候、御城中掃除并家中屋敷掃除、以下戸はめ疊其外家二付候物紛失不仕候様二可申付旨被 仰付候、

一本多能登守様高七万石二而掛川御在城被成候、右之内御預り共二四万石之郷村之様子并御所務之儀 能登守様衆二相尋申候様、師岡加兵衛・山中一郎右衛門・中村惣左衛門掛川江罷越候様被 仰付候故、廿一日田中罷立、掛川江罷越候而、能登守様御家老大原儀大夫・祖父江八郎左衛門二參会申、様子承候、兩人申候は、郷村之様子八代官共二申付、所務帳并郷中上下書付可遣候、町分之儀は雨森兵左衛門

と申町奉行二申付、是も書付可遣候由申聞候間、二三日逗留仕候而様子承、廿五日二田中江罷歸候、則其日帳目録為持候而、中村惣左衛門江戸江差下シ申候、

一同月廿六日二藤枝・白子両町問屋組頭并郷中庄屋組頭会所江召寄、菅谷三郎左衛門・師岡加兵衛・太田十郎右衛門・萩原所左衛門、郡奉行・御目付不残、御代官不残罷出、掛川江御所替二付、何事二不寄御訴訟之儀、其外御代官諸役二付、少も申分於有之八唯今可申上候、其品二方被 仰付可被下之由申渡候処、町人百姓共毛頭可申上儀無御座候由、

何も手形仕致退出候、近頃御名残惜奉存候と一同二申候、同日方御代官前其外役人手前勘定承候、何之滞も無御座候、四月九日御暇被 仰出、十六日田中江御帰城被成、万事御所替之様子品々被 仰付候、

一同十日方御上使御宿掃除并表二青竹二而もかりなとゆひ申候、為御進物御樽肴御菓子、其外糖薑炭薪被遣候、米大豆は不被遣候、御行水桶かい汁迄御宿江遣シ置候、

一同月十八日二為御上使石川弥左衛門様・甲斐庄右衛門様、田中江御着被成候、道中江も為御迎飛脚被遣候、町口并大手御門前江も御迎被遣候、御城二而御料理被進候、年寄共御前江被 召出候、

一同十九日二両町問屋始、組頭并惣郷中庄屋組頭被召寄被仰渡候は、掛川江御所替被 仰付候、就夫申分は無之候哉と一々御尋被成候処、何二而も申分毛頭無御座候由、何も申上候、御兩人様被仰渡候八、高百石二付言人二疋宛出し、掛川迄送届可申由堅被 仰付候、

表もかりの内二御立被成候御札之覺
 御黒印
 条々

一万事御法度之趣堅可申付事、
 一喧嘩口論令停止畢、若違犯之族は双方可誅罰之、万一令荷担は其咎可重從本人事、
 一竹木一切不可伐採事、
 一附不可押買狼藉之事、
 一武具諸道具替地之所迄可被取越事、
 一家僕之儀、所替之地迄可召具、其上非譜代は可為主從相對次第事、

右可相守此旨者也、
 年号月 日

奈々

御老中様

一 今度所替付而、百石二疋疋人出し、二日路可相送之事、
一種借之事、從藏出之借付儀は無疑は可返濟事、

一 借物は可為証文次第事、
一年具未進之儀可弃捐事、

一 未進方二取つかふ者之事、所替之地迄送届、其上本国江可返之、但過廿々年は可為譜代事、

附譜代二出し置男女於無其紛は、譜代勿論之事、

右之奈々依 仰執達如件

年号月 日

何も様御判形在之、

一 同十九日、掛川宿割二岡本角左衛門・三浦又右衛門被遣候、
町中八往還之ため致無用、在々二而宿々仕廻候様二被 仰付候、

一 御荷物、城之越湊二而岩作八左衛門二舟積ニ被 仰付候、

掛川領川崎二而御荷物受取、戸塚文右衛門・午木五左衛門被 仰付候、

一 在々方送り人馬請取并相渡候役人、中嶋八左衛門・午木五左衛門二被 仰付候、御家中高百石二疋疋人、其外御詰衆御台所衆二も疋疋人宛被下候、五拾石・三拾石之衆二は代物二而相渡申候様被 仰付候、

一同月廿日、田中御城米并宿々方納候代物、朝鮮人諸道具帳

共二神土弥市右衛門・太田与三左衛門・田中四郎兵衛、右三人立合、出羽守様御内衆福嶋武左衛門・西尾弥三左衛門・

長谷部新左衛門二相渡申候、御城米之儀、右請取候程相渡申候、但受取申候時は儀数五千九拾七俵六升八合五夕二

而御座候、但三斗七升七合五夕廻し、渡し申候時八四千九百六拾俵式斗五升六合、三斗九升五合五夕廻し、儀数指引式百三拾六俵式斗九升御徳分か升目かねきりゆへ二御座候、

代物は壹万九千九百四拾壹貫八百廿三文渡し申候、

一 田中領之儀、出羽守様衆品々相尋被申候儀、一三日前廉二申談候、

一 御本丸并二ノ丸御座所二製斗三方二居御置被成候、

一 出羽守様江白米拾俵大豆五俵味噌醬油酢御樽御肴二種被遣候、田中新五左衛門・吉本十郎兵衛・長谷川斎・彦坂三郎兵衛・彦坂四兵衛二米二俵新式百把宛被下候、

一同月廿二日田中御立、掛川江御入部、

但御行列、掛川御城請取帳二有之、

一同日御城相渡申者、師岡加兵衛・物頭稲川勲左衛門・久世市左衛門・内藤茂左衛門・御目付山崎甚兵衛被 仰付候、其外御次御広間番衆并御門々之番衆迄二御座候、二ノ丸御

座所之御門前二而御本丸其外御蔵々之鑑為持候而、加兵衛田中新五左衛門二相渡申候、御広間二罷在候衆も一同二罷立、夫方直二嶋田前二而追付、御供仕候、御鉄炮御弓御長柄、御跡方引続致御供候、

二

忠晴公

寛永二十一改元

正徳元甲申年四月廿一日

掛川御城請取一件
同御入部御行列

寛永廿一甲申年正徳と改元

一 正保元年三月十八日五千石御加増、遠州掛川江御所替被仰付、御知行都合三万石御拝領被成、其上壹万石之御預り地被 仰付候、

一同四月廿一日、掛川御城為請取菅谷三郎左衛門・太田十郎右衛門被遣候、箆筒式荷御鉄炮四拾挺掛山四郎右衛門、御矢箱式荷御弓二拾挺佐竹市右衛門、御長柄三十筋大井三郎

の御門二罷在候、御中間五三人或は足輕七人指置候処も有之候、

同日御入部御行列

一 杖付言人 御旗竿拾棹 御まとい言本 安藤五郎左衛門
杖付言人 御箆筒言荷 御鉄炮拾五挺 井上四郎左衛門
杖付言人 御箆筒言荷 御鉄炮拾五挺 山中市郎右衛門

右衛門、町同心式拾人萩原所右衛門、御目付木村与三右衛門被遣之、掛川江午ノ下刻着仕、則其日御城米飯田清兵衛・舟橋武兵衛・中村惣右衛門・木村与三右衛門、右四人能登守様御内森九左衛門・佐野伝之丞・川郷又兵衛・山本甚左衛門方方三千六百九十五俵三斗三升、但三斗五升入請取申候、式千石不足之儀、未二委細書付申候、并懸川・袋井・日坂・見付宿々方納申候、代物は萩原所右衛門・高瀬七郎左衛門兩人立合、能登守様御家来雨森兵左衛門 公儀御代官松平清兵衛殿・長谷川藤兵衛殿手代言人宛并町問屋立合、請取申候、但御蔵符之俣手形は遣シ不申候、

一 廿二日二菅谷三郎左衛門・太田十郎右衛門御城請取、御門々

之番所申付候、大手御番所二鉄炮十挺弓五張鏡十筋棒十本、足輕十人差置候所も御座候、物頭掛山四郎右衛門・大井三郎右衛門式人追手二代りノ罷在候、佐竹市右衛門はふきの御門二罷在候、御中間五三人或は足輕七人指置候処も有

杖付老人 御矢箱巻荷 御弓拾五張 布施隼人
 右之者共拾町程御先江被遣候、
 一 杖付老人 箆筒式荷 御持筒式拾挺 御弓拾張 御長柄式
 拾本 御馬五疋 沓籠三ツ 御早笠二 御指物竿 遠藤清
 右衛門 御挾箱五ツ 立笠 台傘 御鷹五居 御犬式疋
 御餌指四人 御持筒二挺 御弓立式盾 御持鎗三本 御歩
 行四拾三人 御長刀 御駕 御茶弁当 御馬巻疋 沓籠
 御乘掛 御徒目付山形作左衛門 押之者式人
 騎馬
 浅見季之助 同大西 宗治 同信太 金弥
 岡部伝十郎 同鈴木 三弥 同中根友之助
 同大井源之丞 同寺尾兵三郎 同篠崎十三郎
 同閑 五兵衛 同渡部十郎兵衛 同板橋三郎兵衛
 同瀧彦左衛門 同垣屋権大夫 同美貫新兵衛
 岡本寛左衛門 同麻生源太左衛門 同瀧川清左衛門
 同田中一郎兵衛 同野間次大夫 同中根次郎右衛門
 同榊原源左衛門 同牧野権右衛門 同山本小右衛門
 同井出重左衛門 同山崎甚兵衛 同河村一郎左衛門
 同中村清大夫 同都筑助左衛門 同太田原五郎右衛門
 同高妻忠兵衛 同岸原助大夫 同田中四郎兵衛

同磯谷三大夫 同坂部次郎左衛門 同飯塚権左衛門
 同石川藤左衛門 同師岡加兵衛 同大嶋九郎右衛門
 御徒目付岩井十右衛門 原道喜 小橋正達
 杣田白遊 御家中鉄炮 弓鏑 早笠 指物竿
 挾箱 御徒目付山本助左衛門 少御跡 御箆筒巻荷
 御鉄炮二拾挺 稲川勘左衛門 御矢箱巻荷 御弓拾五挺
 久世市左衛門 御長柄二拾本 内藤茂左衛門
 乘掛永井孫九郎 神土弥一右衛門 佐藤太郎左衛門
 冲 源兵衛 永井源四郎 佐藤七左衛門
 山村万右衛門 三浦又右衛門 乾 十右衛門
 太田与三左衛門 窪田太郎右衛門 勝田 平兵衛
 閑 弥右衛門 宮崎喜兵衛 川嶋太郎作
 横山次右衛門 酒井七郎兵衛 坂部瀬兵衛
 村井甚左衛門

一 廿二日午刻二懸川御着被成候、御道具之方ふきの御門さわ
 迄何も次第ヲ能持參致候、尤惣御家中御供仕候、乗馬掛掛
 馬は宿々江參候様二申付候、殿様直二ノ丸御座敷江御
 越被遊、御上使前田数馬様・西尾殿兵衛様兼而御本丸二御
 座被成、御対面被遊、熨斗二而御祝被成候、夫方御同道被
 為成、二ノ丸江御越被成候而、金銀之御膳部二而御料理被

進候、御酒宴之折節年寄共被召出、御盃被下之、
 一 御上使御立被成、直二江戸江御下り被成候、就夫町屋迄御
 越被成、御暇乞被遊候、日坂迄御飛脚被進候、
 一 廿三日、懸川御入部之為御礼稲川勘左衛門江戸表被遣候、
 一 同日、御家中屋舗所々番所坏御覽被成、其日年寄共二屋敷
 被下候、
 一 廿六日夕郷中庄屋肝煎師岡加兵衛所江召寄、万事穿鑿可仕
 旨被 仰付候、前広触状并申渡彼是田中同前二相改申候、
 三万石村数百巻里 御預り巻万石 村数廿九里
 一 同日、御城米之内御家中江高百石二付十俵宛御借被成候、
 尤御扶持方二も相渡申候、
 一 同日、諸色之改人召連、〳之役人田中同前二被 仰付候、
 一 廿七日二御家中江屋敷被下候、前日大嶋九郎右衛門・浅見
 季之助見分仕、上中下付わけ屋敷之様子申上候、
 一 廿八日二諸事為御吉事、大手御門二而金ヲ当テ申義御座候、
 佐藤治部右衛門二被 仰付、相調申候、
 一 同日、五人組改之者共被 仰付候、是夕万事田中同断二御
 座候、
 一 五月四日、町年寄問屋諸職人御目見仕候、何も御帷子二ツ
 或は巻ツ宛被下候、

一 同日夕郷中大廻り被 仰付候、師岡加兵衛・太田十郎右衛
 門・郡奉行・御目付老人罷出、在々見分致候、
 一 六月朔日、惣郷庄屋共 御目見仕候、何も二御酒被下候、
 難有奉存退出仕候、寺社之分は翌年年頭二御礼申上候、
 一 御預り巻万石之庄屋共も 御目見仕候、郷村御仕置御領分
 同前二万事被 仰付候、御代官八佐脇弥五右衛門二町代官
 松井六左衛門差添、兩人被 仰付候、
 一 町二御建被成三枚之御札并在々二御建被成候二枚之御札其
 外、庄屋共二巻通宛被下候、御書付并吉利支丹宗門改心付
 之覚書、万事田中同前二被 仰付候、
 一 中之間御張紙、田中同前二被 仰付候、
 一 御通り之御衆御馳走所、大手向二町屋定り二而御座候、大
 形は右之所二而御馳走被成候、
 在々江重而被 仰出候吉利支丹宗門改之覚書
 一 何者二不寄郷中はいくわい致候者、油断なく相改、少も不
 審二存候義於有之は其所二留置、御註進可申上候、自然す
 まひ候は郷中寄合相からめ可申候事、
 一 唐人薬師致候か、或は商売或は耳抔かき二てありき候八、

留置、早々可申上候事、
 一 取前御書付之通、弥慎二入候歟、乞食非人之類迄能々心ヲ付、見出し聞出シ御註進可仕事、附弥往来之者に宿ヲ借申間敷候、よしみの者扱候は其様子ヲ庄屋なら八代官ニ断、脇百姓なら八庄屋ニ断、不苦と申候は指置可申候事、
 右之旨毛頭油断仕間敷候、取前委細ニ被 仰付候処、今度公儀方弥堅御触依在之重而被 仰付候間、郷中江能々可申聞候、自然不念ニ致、脇方申出候儀有之は、其一門可為重科候、仍如件
 申九月十六日
 右之御書付、村々江迄通宛遣し申候、

一 御上使御宿、町中一番之大家ニ御座候沢野弥三左衛門所相定、掃除彼是表ノ竹もかり扨田中同事ニ申付候、御進物品々御帰城以後被 仰付候、
 諸白大樽二上白米二桶 白米拾俵 大豆五俵 味噌^白二桶
 醤油壹樽 酢壹樽 薪五百把握 糠壹駄 藁三駄 御肴五種 西条柿二把
 てん之分御受納、残は御返進、
 一 御本丸二ノ丸三ノ丸御天主并御門矢倉松瓦押出シ之御蔵大

工小屋、或はふといのおき所瓦、蔵方々能様ニかたつけ掃除迄致、御帰城ヲ相待申候、
 一 十六日、御上使長谷川三左衛門様懸川江御着被成候、弥三左衛門所ニ而下々迄御料理被下候、御馳走人板橋三郎兵衛・笹嶋七右衛門・鈴木角大夫・瀧彦左衛門・大橋宇右衛門・松宮左兵衛被 仰付候、
 一 三左衛門様為御迎寺尾弥右衛門日坂迄被遣候、
 一 竹もかり之内ニ御立被成候御札、田中御所替同前ニ御座候、
 一 十七日、御上使様江町年寄惣村庄屋肝煎被召寄、何之出入も無之候哉と御尋被成候所、何も申分無御座候由申候、二日路送人馬出シ候様ニ被 仰付候、懸川方赤坂迄分代物出シ申候、
 一 同十八日ニ金銀之御膳部ニ而、長谷川三左衛門様御城ニ而御料理被進候、年寄共御前江被召出候、
 一 掛川残米払之義、太田与三右衛門・神土弥一右衛門兩人ニ被 仰付、御残し置被成候、
 一 懸川問屋共江被 仰付候覚
 一 道中馬次問屋方江馬数并人足書付遣、滞無之様ニ頼入候と宿次に触状越候様ニ被 仰付候、則書付京都迄宿次ニ而遣シ申候、

一 掛川御在城之御時、御城御祈禱法多山法印被召寄被 仰付候、

三

慶安五辰年
 忠山公
 遠州掛川二而
 御預老万石之御目録扣

遠州掛川御在城之時、御預り所老万石少余之御物成米納并払之儀、御公儀江御勘定仕上ケ候様ニ於龜山二、辰ノ歳師岡加兵衛ニ差添、中村惣左衛門ニ被 仰付候間、江戸江罷下り申候、

一 於江戸并出十左衛門殿・井出半右衛門殿と申御勘定衆ニ兼而御頼被為置候間、帳目録彼是指図を請候様ニ被 仰付候
 二 付、右御兩人江參、内々御相談申候而、上方惣御勘定奉行大柴六兵衛殿と申御方江參候而、御勘定仕上ケ申度候由申上候得は、追付御聞可被成候由被仰候、
 一 申酉戌亥四年分御勘定無相違仕上ケ申候、覚のため年々

之目録書付置申候、
 一金子七千六百七拾兩三分 御公儀江差上ケ申候、
 但申酉戌亥四年分ニ而御座候、

榛原
 遠州城東郡之内御預所申年御勘定目録
 山名
 (中略)
 右之通御勘定仕上ケ申候、若相違之儀御座候は何時モ仕直シ指上可申候、
 慶安五辰年 松平伊賀守内
 辰ノ三月廿一日 師岡加兵衛 印判
 御勘定所

右目録之御裏書
 如表書金納札并払方以手形申年分御勘定帳ニ書載之、後日為覚目録之写ニ致、裏判進之候、若相違之儀候歟、又は百姓等申分於有之は此御勘定可為反期候、以上

大柴 六兵衛 印判
 下嶋 庄五郎 印判
 下嶋 市兵衛 印判
 辰

三月廿一日

杉田九郎兵衛 印判
佐野 主馬 印判
村越作左衛門 印判
曾根源左衛門 印判
伊丹 蔵人 印判

松平伊賀守殿

金子御請取手形之写

請取申金子之事

金千六百六拾五両壹分 壹朱小判也、後藤庄三郎^封
右は遠州懸川御預り所申ノ年米売金、小物成共二之由、仍
而如件

慶安五年辰三月廿日

高木 甚兵衛
浅岡 久兵衛
次田伝左衛門
梶川 七之丞

松平伊賀守殿

榛原 郡之内御預所酉年御勘定目録
城東

遠州 榛原 郡之内御預所戌年御勘定目録
城東

(中略)

遠州 榛原 郡之内御預所亥年御勘定目録
城東

(中略)

一口米口錢之儀、御代官衆なみに御取被成間敷由、達而御意
被成候得共、曾根源左衛門様・村越治左衛門様・佐野主馬
様・下嶋市兵衛様、何も御取被成可然候、大名衆御預り御
座候、何も御取被成候由被仰候二付、其通二被遊御取被成
候、

一金貳百三両貳朱 申酉 分口米口錢共一
戌亥

但船役水御齋、其外何色二付候而も納物二八口米口錢御
座候、

一年々免付、郷帳其外御米売手之証文、堤川除人足扶持米、
何色二而も郷中江相渡申候御米、百姓請取手形之分、御勘
定江差上ケ申候、

一辰二月十四日二龜山ヲ罷立、御勘定相仕廻、同四月十日二
罷歸申候、

右御印判之御証文八御帳箱入、会所差置申候、以来為覺御

勘定仕上、御目録之扣如是二候 以上

辰五月日

師岡加兵衛

一御預り所相良と申浜辺、尤五才錢上り申候、殊外人多二御
座候二付、新町御立被下候様二と相良之者共願之通申上候
得は、則可被 仰付旨 御意被遊、先町二可成所見分致候
様二と師岡加兵衛郡奉行見立二被遣候、右地見申所二塩入
彼は見積り可然所申上候得は、其後福川勘左衛門・田中四
郎兵衛・飯田清兵衛・御目付山崎甚兵衛檢地被 仰付候、
新町屋敷分正保三年戌秋高五十壹石壹升七合之水帳二相定
被 仰付候、

一御預り壹万石之御物成米、在々御蔵二指置申儀難成御座候
段申上候得は、津出シ可然所御蔵場見分仕候様二、師岡加
兵衛郡奉行被 仰付候故、相良江罷越御蔵場見立申候、塩
入并風之強当り不申候地所、其外火之用心能処見立罷歸申
上候得は、則高瀬七郎左衛門奉行二被 仰付、はり間三間
長サ三拾間二御蔵ニヶ所、戸前五間二ヶ所宛二戌ノ年相
建、御米詰置申候、右材木縄竹葺かや人足、御預り所方出
させ申候、釘かすかい大工木挽作料、御勘定二立 公儀方
被下之、

一川崎村・青地村・四野宮村方五才錢上り申候、年二寄獵次
第員数高下有、廻船三艘御座候、酉ノ年金貳拾三両、戌ノ
年金十六両余、

一駒式歳二成候時、山入之村方奉參候、目明被 仰付、御殿
江立申候、代米先代方納儀三俵宛被下候、

一井尻村方櫓の鍵ノ柄年々差上申候、言本二付代米、先代方
式升ツ、被下候、年二寄まかりの乗鞍も見出し差上ケ申候、
一倉真村と申所二大竹有之、

一志戸呂村と申所庵相成ル焼物仕候、御用二立申物御代々は
無之、

一松茸并楊梅所々二有之、

一 大和田村川二大點御座候、御留川二而御座候、其外池二八
鯉鮒御座候、

一 百姓共札米ヲ出し山苅申候付、米高貳百三俵式斗七升、但
三斗五升入、年二寄少々高下御座候、是は御入部翌年之分
二御座候、

一 権現様御鷹野二相良江 御成之時之御殿御座候、其後御繕
御普請無御座候故、破損仕候、就夫ほぐし候而かやまき二
致指置可申と被 仰付候故、井出金左衛門奉行被 仰付、
ほぐし候而御座ノ間御次ノ間御台所、御肩々別々二たゝみ

候而かや巻二致差置、北条出羽守様御内西尾弥三左衛門と申衆二、井出金左衛門大方帳二致相渡し申候、
 一相良御殿屋敷之内二上番山椒と申名ノ有山升御座候、権現様被 召上候由、尤 上様江御上ケ被成候、酒井讃岐守様など江モ被進候、
 一白羽村二能柑子御座候、 上様江御上ケ被成、御老中様江モ被進候、又三度栗と申年中二式度なり申候小栗御座候、
 一相良・川崎両湊二高廿六七間、上二而五尺四方之遠見番所二ケ所被 仰付、両湊獵師共之内言人宛、一日四五度宛上り候而、沖二懸候舩など見分被 仰付候、

四

龜山御入部覚書
 掛山扣

〔内題〕

〔忠山様

龜山江御入部被成候節之覚書

正保五戊子年二〔甲子〕以上

衛門殿二而被 召上候

一子之二月廿日二掛川御発駕被遊、同廿六日二大津へ御着、廿六日御逗留被遊、早朝二京都江御越被成、板倉周防守様へ御对面被遊、昼過二御帰被成、小野喜左衛門 被成度由二而、則夕御膳喜左衛門殿二而被召上候、
 一龜山二御座候御上使石川弥左衛門様・曾我又左衛門様・佐々権兵衛様、右御三人様 之義候間、誰々御先へ被進候様二と、廿六日七ツ過二被仰進之候、就夫師岡加兵衛・小幡七大夫・中山三左衛門・嶋川太郎兵衛・井手金左衛門、龜山へ只今方参候様二と被 仰付、廿六日之夜四ツ時分、大津を罷立、翌廿七日四ツ時龜山へ着仕、加兵衛・七大夫石川弥左衛門様へ参候処、右御三人御一所二御座候而、村上差兵衛所へ参候様二と被仰 、加兵衛・七大夫兩人参候得は、早速御逢被成、其方呼二遣之候儀 殿様御入部已後左近殿衆則此元可罷立候、然は城米之義並家中屋敷坏之義、左近殿衆申達度由二付、則左近殿衆江御引合被成候、菅沼左兵衛・菅沼権右衛門・今泉四郎左衛門・同六兵衛・牧野右衛門兵衛参候、右衆へ御引合被成候、御次江罷立、右之衆中江申談、御城米並家中屋敷請取可被申候と申候得は相

渡可申候、家中屋敷は弥左衛門様江御意ヲ請 屋敷支配致候者此元罷立候、町人共ヲ番ヲ申付差置候付、帳二而相渡シ申候、
 一廿六日夜七ツ時分二大津被成御立、京都廿七日五ツ半時御通リ被成候、騎馬乗掛ケ其外御道具御供之次第、掛川御立同前二被 仰付、沓掛二而昼御膳被 召上、龜山江御入部被遊候、旅籠町喜介所二而御上下被為召、御上使町屋江被成御座、弥左衛門様・又左衛門様・権兵衛様江御出合被成候、

一御城番二罷在候先代之衆、何モ御城罷出候様二と御上使方被仰遣、何モ罷出候、此方之衆菅谷三郎左衛門其外中小姓衆拾人斗御先江参、御城一之御門前二而番衆と行違申候様二被 仰付被遣候、
 一御早追、御差物竿、引目之御弓舌張為持、土屋文左衛門大手二罷在、御先達而御供仕、御城二而伺御意御書院御床飾置申候、
 一大手御門際江御旗竿、其次二御鉄砲、御弓、御長柄、御持筒、御持弓、御持鐘、御小道具迄引続如行列、物頭所々二而馬方あり罷在候、騎馬面々乗懸ケ衆二至迄馬之際二罷在、御一左右次第二御城江御供仕候、馬ヲ立替候義目付衆差函

町屋江御帰被成候後、殿様御暇之二町屋迄御見舞被成候、

次第二可仕由被仰付候、

一殿様御城江御入被成候刻、惣御家中何モ御供仕候、其節若堂言人、草履取言人、挟箱持言人召連可参候、道具八面々馬之際二差置候様二と被 仰付候、大手番所二罷在候物頭へ道具斗内江入候様被 仰付候、殿様御城江御入被成候刻、御鉄砲之者坏並好罷有、御鉄砲之袋ヲ腰ニはさみ、五挺二言人宛火縄二火を付罷在候様被 仰付候、
 一大手御番所鉄砲拾五挺、御弓拾張、御長柄拾本、棒拾本、物頭言人、与力二人被 仰付候、御鉄砲御番所内江入不申候、表二立并置可申候、棒持御足輕、御門之内江両方二五人宛罷在候様二被仰付候、但 御上使御帰迄之義御座候、御足輕拾五人、御中間五人被差置候、御上使御城二御座候内迄下着仕罷在候者、二拾人程被 仰付候、
 一御上使弥左衛門様・又左衛門様・権兵衛様御城江御越被成候、於大書院熨斗御出御祝義御挨拶被仰、御三人様年寄共被 召出、殿様江弥左衛門様被仰候は、当城被 仰付候間、難有可被思召と被 仰渡候、
 一右御三人様色々御馳走被成候、木具、小角敷紙等、金銀之御膳共二御料理被進候、年寄共被 召出、御盃被下候、

町屋江御帰被成候後、殿様御暇之二町屋迄御見舞被成候、

- 御三人様色々之御馳走之御礼被仰、則氷上江御越被成候、
 相渡申候、
 一 御城二岡部九郎兵衛寢番候様二と被 仰付候、
 一 町奉行萩原所左衛門町中見分仕、同心共切々廻申様二と申付候、
 一 御家中屋敷二町人番致候者共、何れも御門之内不残出候様二と被仰付候、
 一 飛脚等二而も地之者御門之内江一切入申間敷候、家中又者二而も誰之者二候哉と名ヲ改、承届出入仕可申由被 仰付候、
 一 御城並御天守其外二何二而も改請取申事無之候、屋敷々帳面二而請取申候、
 一 御本丸御書院御床二出シ太誠々ッ御座候、
 一 御門々番所御足輕番致候者人数彼是改二、菅谷三郎左衛門・師岡加兵衛見分被 仰付、夫々二申付候、
 一 同廿八日龜山御入部為御礼、丹羽新右衛門江戸江被遣候、
 一 同日 殿様御家中屋敷共御覽被成候、同日二三郎左衛門・九郎左衛門・李助・加兵衛屋敷被下候、
 一 同日御城米井出金左衛門・嶋川太郎兵衛兩人請取申候、龜山近在之庄屋共立合、舛目ヲ立申候、俵入五斗壹升余或八五斗八合御座候、都合二千石請取手形兩人致、主水様衆へ
 相渡申候、
 一 御天守二御道具有之候而、改之役人田中市郎兵衛・中山三左衛門・高瀬七郎左衛門被 仰付、改候処、鉄之たて巻ッ御座候、同日脇々二有之候御道具原孫兵衛・中村清大夫・井出金左衛門改被 仰付候へ共、何も無御座候、
 一 所々番所二自然御先代之道具在之候、取のけ候様二と右三人二被 仰付候、
 一 三月二日、諸色之改人夫々の役人懸川同前二被 仰付、尤役人も御替被仰付候、
 一 九郎左衛門・李助家中屋敷見分致、書付一々二様子申上候、
 一 同三日、九郎兵衛・七左衛門・弥左衛門・角大夫・金弥二屋敷被下候、
 一 四日二惣御家中江屋敷被下候上中下致見分、知行高心シ其並二於 御前鬮取二被 仰付候、敷物戸は如在紛失致候付、何も高百石二金壹両可被下候、御詰衆御役人衆夫々二金銀被下候、
 一 五日二御領分庄屋肝煎師岡加兵衛所江召寄、万事改候様二被 仰付候、右寄合候者共師岡加兵衛・小幡七大夫・牧野權左衛門・飯田清兵衛・河合猪左衛門・木村与 衛門・太田原五郎右衛門・中村惣左衛門・西尾彦左衛門、前広在中

- 江触状彼是申渡、右四日夕十四日迄二庄屋肝煎呼寄、諸事改申候、
 一 御城江御客御座候時分、御広間相詰候御馬廻り八九人宛被差置、五番二御定被 仰出候、町屋二而御馳走被遊候、前々方も旅籠町市郎右衛門所御馳走屋二而候故、其通二被 仰付候、
 一 町々御礼場、芝土手二而御座候ヲ石垣二被 仰付候、
 一 三月七日、惣町年寄、庄屋、肝煎、不残御城江被 召寄、御法度之覚書冲源兵衛二御読セ、一々御直二被 仰付候、同十九日二惣郷中庄屋共召寄、於御対面所二御法度書右同前二一々被 仰付候、尤年寄共、郡奉行、御目付何も罷出、寺社之分其已後於御城御礼申上罷出候、
 一 御法度書巻通宛庄や共二被下候、
 一 町二御立被成候御礼之事、
 一 町在惣百姓五人組改被 仰付候事、掛山四郎右衛門・田中一郎兵衛・岩崎半兵衛・久世市左衛門・大橋五右衛門・中山三左衛門・大井三郎右衛門・中川安大夫・熊谷六左衛門・山本小右衛門・榊田源左衛門・井出金左衛門・坂部治郎左衛門・川村一郎左衛門・内藤茂左衛門、右三人宛一組二被成、御歩行目付卷人ッ、差添被 仰付候、
 一 同八日二御細工始、於御城御普請奉行都筑介左衛門二被仰付候、其日朝大手御門二而かねを当テ申候、佐藤治部右衛門相勤申候、介左衛門二銀子壹枚、治部右衛門二金子貳歩、大工治兵衛二代物巻貫文、町大工二人二巻貫文宛、介左衛門組之者二拾人二代物三貫文是ヲ被下候、
 一 同日、町在共二五人組改人被 仰付候、万改之次第手形等被 仰付候、
 一 同日、御家中江御城米之内、高百石二米五石宛御借シ被下候、尤御台所御入用二も相渡シ申候、
 一 大手・古世・かみなり御門・保津御門番仕候者共二、御法度之趣被 仰付候、御法度書之事、
 一 御入部之時分、町人御用二立申候者共夫々二御小袖代物等被下候事、
 一 在々大廻り被 仰付、師岡加兵衛・小幡七大夫、郡奉行御目付十六日夕罷出見分仕候事、
 一 牢人被 召出新屋敷被 仰付、材木、縄竹、ふきかやなど被下候、又者入用積候而、金銀二而も被下候、
 一 在々庄屋共之内、其外二も御扶持被下候而可然者吟味仕申上、三人扶持ッ、被 仰付候事、
 一 樹木なり物等御台所江差上候得は、時之相場二代物被下候

事、

一やまも、別院之内杉生村、小泉村二少々御座候、前々御台所へ納申候処、承応二年午之年、御赦免被成候事、

一籾米、籾米と申候而式拾壹石二斗二升、先代々町在々方納

来り申候、岡部内膳様・松平將監様江御知行二相渡申候村々方納申候、織部様江新付二渡申し候村方は出シ不申候、

殿様御入部之年、右之米御免被成候、町分方人足五百人毎年御遣被成候筈二、先代方定り来之人足御遣不被成候得八、銀九分宛出し申候処二、右之銀子承応元年巳之年、御免被成候、

一御家中江戸御供知行取、無足、御借金并道中馬被下候御歩

行之者、御足輕、御中間、御台所廻り、御駕之者杯荷物貫目御定、御扶持方取申候者定扶持之上、老入半増扶持并被

仰付候、塩増薪八不被下候事、

一自然御家中町中二火事之節、御留守居番之者、御目付御城

江相詰可申候、物頭之分は組之者を早速大手・古世其外之御門二御城米藏御対面所江相詰候様二と被、仰付、町分之

者町中廻り候而、万事申付候様二と被、仰付、町之者共三組二致、大手・古世・西御門江相詰、差図次第二御門之内へ入候而、火消候様二と被、仰付候、尤火消道具持参仕

之儀は追而可被、仰付、御意之趣、岡部九郎兵衛・師岡加兵衛列座二而申渡、

一右之御悦、年寄中方老入宛飛脚差上ル、御家中方は以連署菅谷主稅方迄御悦申上、飛脚兩人差上ル、加治安之進・小林源右衛門飛脚番二相当候二付、兩人方飛脚江戸江差上ル、

一同晦日、御家中之面々屋敷之儀、諸事念ヲ入、下々竹木等をあらし不申候様二可申付之旨、九郎兵衛・加兵衛申渡、

御目付衆方廻状出ル、同日江戸方町便有之、龜山御城之圖写差下可申由申来ル、是二付、酒井作之丞・大工次兵衛申渡有、明日方御対面所二而圖を写、并御家中屋敷帳ヲも作り申答、

二二月朔日、此度御所替二付、道中着致候衣服大紋、其外目二立申着類無用可仕由、御意之旨、九郎兵衛・加兵衛申渡、

一同四日、野間弥左衛門江戸方上着、御所替御用之儀共申来、高瀬七郎左衛門・菅治左衛門・天野甚五左衛門儀、今度御所替二付、何二ても御用之儀も候八、会所江罷出諸事相談可致、御意之趣九郎兵衛・加兵衛申渡、

一同六日、先月晦日之日付二て江戸より町便有、御拝借金壹万兩相調申由申来、御加増之御礼ヲも被仰上候由申来候二付、御家中方御歎之連状菅谷主稅方迄差上ル、

候事、
一菅沼主水様御米御藏江詰り御座候二付而、右之御米御藏方出申候義、御城中之儀二御座候故、主水様衆方太田原五郎右衛門二相改候而出候様二と被、仰付候、已上
二月五日

七

忠周公

龜山御城渡

御所替覚書

貞享三丙寅年

卯月日

会所扣写

貞享三丙寅年

一正月廿一日於、御座之間御懇之、上意二而老万石御加増、

武州若付江御所替被、仰付候由、同月廿六日夜二入從江戸町飛脚到来、

一同廿七日、御家中不残御対面所江罷出、御加増御拝領御所替被、仰出、御満足二、思召候、御城請取渡之役人、引越

一同七日、御所替二付、諸事為御用三刀谷平八上京、同十一日二帰、

一同十一日、寺尾四郎左衛門江戸方下ル、同日野間八郎左衛門・坂部金左衛門・懸山政右衛門・木村半右衛門・松井十兵衛支度次第江戸江下り可申由申渡有、

一同十三日、御城置表替之ため大坂宇和嶋屋庄左衛門方江表之儀申遣候処、上中下段々二相調今日来ル、加舎平右衛門・大橋又右衛門受取、明日より表付かへ申候善、

一同十六日、御家中之下々当年出替なし二相動可申候、給分之義は去年之給金二壹步宛増遣し可申候、

但他領之者八各別二候、右之通御目付衆より御家中江廻状出ル、

一同十七日、御家中方差上候飛脚歸ル、於御台所御料理被下、鳥目五百文宛拝領之由、原甚兵衛・松宮弥五之丞・村上孫右衛門・山崎彦左衛門・白江太郎左衛門・加舎市兵衛・竹内久兵衛支度次第江戸江下り可申由申来、北村文右衛門儀は御所替二付御用多二可有之、当分会所江罷出、不依何事御用相動可申候、

但諸事証文之判形、小役人江之申付は三刀谷平八・加治安之進兩人、只今迄之通相動可申、御意之由申渡有、

同日御家中江春御借米出ル、例年三月朔日渡申候得共、御所替二付為支度先達而被下之、

一同十九日、無足人春給出ル、

一同廿二日、野間八郎左衛門・坂部金左衛門・懸山政右衛門・木村半右衛門・松井十兵衛江戸下ル、御弓式拾張、御長柄廿本、御旗竿拾式本、御鞍十四、御鉄炮袋式拾、其外御弓道具、御鎗之鞆、江戸江下ル步行持又は馬宰領二御旗之者式人下ル、

同日、御家中女手形相改申義、石川儀大夫・蜂谷市郎兵衛相勤可申由、中村喜兵衛病氣二付、御鉄炮之仕廻難成候、其内当分鈴木六郎右衛門相勤可申候、前波惣右衛門義は大坂江罷越、御荷物并御家中之荷物廻船之義宇和嶋屋と致相談、無滞様二相勤可申由申渡有リ、

一同廿四日、大嶋平四郎・佐竹市太夫・片伊勢宗忍・堀江甚五兵衛・市川弥大夫・小林六兵衛江戸より登ル、段々御用之儀共申来、

一同廿六日、龜山御上使安藤九郎左衛門殿・向坂清三郎殿被仰付候由江戸より申来、御足輕拾人、御長柄拾五人下シ可申由申来候二付、高瀬七郎左衛門・太田十郎右衛門二申渡有、

一同廿七日、浅見左近右衛門・赤座新助・関半右衛門江戸より登ル、御城受取渡之侍中書付来ル、

掛山勘右衛門 鈴木助之進

江守金石衛門 大田十郎右衛門 天野甚五左衛門

木村与三右衛門 正木助之丞 松宮 庄大夫

森 新右衛門 喜多嶋市之丞 土屋文左衛門

佐竹与次右衛門 加舎平右衛門 乙部藤左衛門

山本 源助 岡部定右衛門 野間瀬兵衛

内藤又左衛門 桂四郎兵衛 野原勘左衛門

鈴木六郎右衛門 石川市之進 山田平兵衛

江守茂左衛門 大橋伝之丞 太田 平助

木村義兵衛 小林 弾七 麻生市左衛門

鈴木伝右衛門 野口左次兵衛 嶋田甚五兵衛

恒川 玄伯

右之者共支度次第、妻子同道二而可罷下候、岩附御城請取之役被 仰付候由、龜山御城渡之役人毛書付来ル、其外之者共八御城渡以前二罷下可申由申渡有、

物頭 中根与右衛門

一御本丸御広間 給人三人
小川源左衛門
小林源右衛門
太田次郎太夫

石段之下 足輕式人
下番言人

一 御玄関がんぎ之下 張番式人
足輕式人

一 台所御門 足輕式人

一 壹之御門 物頭 沖 源兵衛
鉄炮三挺 足輕三人
弓 式挺 足輕式人
長柄五本 長柄之者五人

二 二之御門 物頭 太田 孫大夫

一 御対面所御門 右同断 同断 足輕六人

一 同所裏御門 下番言人 足輕式人

一 同御玄関 步行侍三人

一 同御広間

江波 左兵衛
沢井市郎兵衛
小嶋 権十郎

物頭三人 飯塚権左衛門
高瀬五左衛門
菅 治左衛門

給人五人

大米 助大夫
梅戸宇右衛門
野間弥左衛門
井上 又 助
宇野角左衛門

御対面所引渡

家老 岡部九郎兵衛

用人 菅谷 半七

町奉行 松井八郎兵衛

郡奉行
三刀谷 平八

一古世御門

物頭
戸倉甚右衛門
与力耆人

目付

加藤角右衛門

鉄炮五挺

足輕五人

勘定人

石田左次右衛門

弓 三張

同 三人

醫師

田村 玄 仲

長柄之者五人

下番耆人

勝手

右筆

山田兵右衛門

一雷御門

鉄炮三挺

目付
石川 儀太夫

坊主 休悦

弓 貳張

足輕三人

一御勝手二罷在御給仕役

赤座 新助

長柄五本

同 貳人

物頭

猪飼 彦九郎

一保津御門

給人
蜂谷市郎兵衛

一追手御門

大井三郎右衛門

右同断

同断

鉄炮拾挺

与力耆人

一西御門

同
山村三左衛門

弓 五張

足輕拾人

右同断

同断

長柄拾本

長柄之者拾人

一黒御門

足輕貳人

三ツ道具耆組

下番三人

下番耆人

一亀山川筋御運上木其外諸色帳面之引渡

一上木場番所

步行目付
村上 勳兵衛

郡奉行

加治 安之進

一御上使馳走

足輕貳人

御運上木役人

西川甚右衛門

一峠迄御迎

太田 孫兵衛

給人

北村文右衛門

一峠迄御迎

沖 源兵衛

一御城米引渡

蔵奉行

布施 新兵衛

一同所御茶屋之勝手江

井上 源太夫

勘定人

桂 長右衛門

一峠方柏原迄足輕五人宛、三ヶ所程二つくばい居可申事、

給人

菅 九兵衛

一古世迄御迎

代官
梅戸宇右衛門

一三宅番所

布幕

足輕五人

一町路迄御迎

松井八郎兵衛

同

西尾善左衛門

一古世迄御迎

用人貳人

布幕

右同断

一御上使町宿江御落着以後、御見廻申候、
岡部九郎兵衛

菅谷 半七

一御用為可承松井八郎兵衛也可致伺公候、

久世出雲守様江被進候帳面之扣も来ル、但侍中之名は

無之、

一同廿八日、源甚兵衛・松宮弥五之丞・村上孫右衛門・山崎彦左衛門・白江太郎左衛門・加舎市兵衛・竹内久兵衛江戸江下ル、

一同廿九日、鳥居玄周・大八木三郎兵衛・大垣八郎右衛門・芦田市兵衛 清光院様江御附被成、京都二可被差置 御意

之趣申渡有之、

三月三日、奥田善左衛門儀、上方二御知行所渡申候ハ、

為支配御残可成候 御意之由申渡有之、

一同日、廻船之御荷物并御家中之荷物、保津河より大坂迄積下候付、保津村村上五郎助と立合申儀、宇野角左衛門・吉形庄左衛門相動可申候、陸路下り申荷物之儀は菅九郎兵衛・羽山七兵衛支配可仕由申渡有之、

一同五日、掛山勤右衛門草履取鈴木六郎右衛門中間背御法度、今日出替二付、理不尽二主人之手前迄罷出候、就夫何も相談之上二而籠舎被 仰付候、兩人共二王子村之者二付、代官梅戸宇右衛門宅二而月番三刀谷平八・土屋文左衛門罷越、

籠舎之義申渡、籠賄之儀、王子村より可仕候、宇右衛門庄屋肝煎江申渡、王子村二有之候妻子親類戸ノ切候様二申渡有之、

一同六日、岩附江引越候御足輕御中間荷物之儀、江戸詰之刻

八御足輕六貫五百目、御中間八三ノ五百目宛二候得共、此度引越申二付頭中願有之、小頭二八式貫目増九ノ目、並御足輕二巻貫五百目増七貫目、御中間二巻ノ目増四貫五百目

二被 仰付候、御借金之儀、小頭二八巻両巻歩、並御足輕二巻兩、御中間二二分式朱宛被 仰付候、追而岩付二而上納仕善、右荷物之外弓組之御足輕八、弓一張宛御荷物之内

江入可被遣由、

一同日登為替千兩、深江屋庄兵衛手代善兵衛と申者鉄屋庄右衛門方迄致持參、御金八布施武左衛門・山口権兵衛兩人受取、善兵衛二御肴二種酒一樽被下、残金追而持參仕善、江戸より登り候証文二三刀谷平八・加治安之進致裏書遣ス、

請取申為替金子之事

合金千兩者

上小判也

右は 松平伊賀守様御金子、其許江為御登被為遊候ヲ為替仕、右之金高於当地御屋敷津田源太夫殿より慥受取申処実正也、此替り金子丹州亀山二而三刀谷平八殿・加治安之進

殿・松宮新五左衛門殿御受取可被成候条、当月廿九日切無相違急度上納可被致候、為後日仍如件

江戸本兩替町

貞享三寅二月十七日

三谷平右衛門

書判

京都深江屋

印判

庄兵衛殿

表書之通金子千両慥受取申候、以上

松宮新五左衛門印判

加治 安之進 同

三刀谷 平八 同

一同八日、中村喜兵衛煩二付、唯今迄之御鉄炮之仕舞鈴木六郎右衛門仕候得共、御城受取之役人二付、今日より井上源太夫相動可申由申渡有、

一同十日、御足輕拾五人内言人小頭、長柄拾人江戸江下ル、

一御まとい 巻

一御笈之御具足 巻領

一小田原之御甲 巻はね

一螺 三ツ

一御召替御具足 三領

一絹幕 三ツ

一御長柄 拾本

右何も今日江戸江下ル

右何も今日江戸江下ル

一同十一日、御城御破損并御置表替不残出来仕候二付、為見

分九郎兵衛・加兵衛出ル、三刀谷平八・加治安之進・石川儀大夫・加舎平右衛門・大橋又右衛門同道、御城米蔵其外

所々致見分罷歸、

一同日、深江屋庄兵衛方御金子、手代善兵衛持參仕、布施

武左衛門・山口権兵衛受取証文表書右同断、

一同日、菅谷主税江戸方上着、

一同十三日、御家中不残御対面所江出ル、今度御所替二付、

万端大事に致引越可申 御意之趣主税申渡、役人二は御台

所二而別二 御意有り、

一同日、山村半之助・波多野伝兵衛・小林伝内・大米^マ伝右衛門江戸より上着、

一同十六日、浅見幽木儀病氣二付、京都二残養生仕度由、高

瀬七郎左衛門・菅治左衛門・天野甚五左衛門ヲ以願二付、

其段江戸江被仰上候処、勝手次第第二可仕 御意之由申来候

二付、右三人二申渡有、

一引料御借金之儀今日相極、

一引料高百石二付拾式兩、夫方上八百石二六兩増、

一 御借金高百石二七兩、夫方上八百石二五兩増之積、
一 五拾石方下八百石二拾五兩之積

一 御借金八末々迄百石二七兩之割

一 御歩行並方以上八御給分扶持方高二直シ、人数二構なく

御引料御供用共二渡ル、

御歩行方以下八人数積り駄賃旅籠代渡、馬壹疋金壹兩、

人言人はたこ銭金壹歩銭四百文宛、

但幼少之子共二而も同前、

一 御詰衆江戸二相勤、親龜山二罷在者荷物有之二付、馬壹疋

之駄賃金壹兩宛渡、尤龜山より引越之者八上下之たちん旅

籠錢渡、引料御借用なし、

一 親懸り二而も妻子有之面々八、乗物壹挺代金貳兩、馬壹疋

金壹兩妻子之旅籠錢渡、

但下女八つれ不申候筈、

右之積ヲ以高相応二段々渡、

但菅谷主税は高千石、岡部九郎兵衛は高九百石之積二而

渡、

一 同十九日、金子千両深江屋庄兵衛方々差越、様子右同前、

一 同廿日、菅谷主税御用仕廻、今日江戸江下ル、

一 同日、去年在中二而為伐置申候竹六百束余り有之、其數主

不残被下、山廻り伴右衛門・徳左衛門方江村々より手形受
取置

一 同日、相田平左衛門・佐藤七左衛門・佐竹弥一兵衛江戸よ
り上着

一 同廿二日、御所替二付、御暇願候星野弥五兵衛・勝間清左

衛門・并河七左衛門・伊藤彦兵衛・鈴木治右衛門二御暇被

下、何も数年相勤候者二付、米五斗宛被下、村上了安儀も

御暇願候二付、願之通被 仰付、米壹石被下候、

一 同日、中村市郎右衛門江戸方上着

一 同廿四日、深江屋庄兵衛方々御金千両差越、

一 同廿五日、御家中引料御借用、給人之方二千九百兩余会所

二而渡、三刀谷平八・加治安之進・北村文右衛門、御目付

言人、会所役人不残出ル、

一 同廿六日、無足人引料御借用千五百兩余渡、役人右同断、

一 同日、御領分御所付武州岩附、野州之内、泉州之内二而渡

申候、御証文、御手自御頂戴之由申来、

一 同廿七日、掛山勘右衛門艸履取鈴木六郎右衛門中間御法度

相背候二付、御成敗被 仰付、石川儀太夫・加藤角右衛門・

松井八郎兵衛罷出ル、王子村庄屋肝煎一は梅戸宇右衛門申

渡、

一 同廿九日、石川三右衛門組岡部半太夫組両人之御足輕江戸
より来、泉州二而高壹万石渡り申由郷村帳致持参、豊嶋權
之丞殿・小野半之助殿、万年長十郎殿三人之御代官所之由
右帳面多田善左衛門・山本宇兵衛右三人江致持参、受取可
申候、桂長右衛門・宮崎源七・村上平助泉州御知行所江当
分罷越、免状以下吟味可仕由申渡有、

一 閏三月二日、御運上御材木払代、貞享元子年分銀三貫八百
四拾五匁二分壹厘大坂江上納仕筈二付、加治安之進・布施
武左衛門被 仰付、今日大坂江罷越、同五日二差上手形受
取、同六日罷帰、

一 同三日、深江屋庄兵衛方々御金千五百兩来、手代善兵衛二
町屋二而御料理被下、

一 同日、同郡氷上共二庄屋肝煎御对面所江被召寄、種借之元
米不残被下候由、九郎兵衛・加兵衛申渡、

一 同七日、岩附江通日用之儀、京都・龜山日雇頭ヲ会所江呼
致詮儀入札いたさせ、京都伏見屋九兵衛方江札落、六貫目
構通り日用日数十三日二而銀三拾六匁之積、日数相延候分
八増出し不申候、三日方は一日言人二銀二匁五分増遣申約
束、さや廻り同前、為敷金金字式百兩三刀谷平八受取置候、
一 同八日、御城受取之侍中御对面所江罷出ル、九郎兵衛・加

兵衛罷出、道中御法度書相渡、下々等不作法無之様二可申
付旨御沙汰之由、右兩人申渡、

道中御法度書

一 今度若附江引越候付、道中押買狼藉其外諸事不作法成儀不
仕、面々相嗜下々迄堅可被申付事、

一 宿賃敵蜜二済可申候、非分無之通宿主方受取手形取可申候、
其上目付之者一扁可承事、

一 荷物御法度之實目相違無之様二可被申付事、

一 自然喧嘩口論、其外如何様之儀出来候共、用人目付之者差
図なくして其場江罷出間敷事、

一 船渡二而船頭并往還之人二我俣不致候様二、急度可申付事、
一 何方二而も馬より下り候時、馬を道の一方江付、混雜不致
候様二馬を立、先を見合乗可申事、

一 宿江着以後、下々海道江出し申間敷候、火之用心無油断可
申付事、

一 作毛之場江馬を入申間鋪事、

一 目付之者役人之儀八不及申、如何様之者申共、法度違背仕
間敷事、

一 道中泊々宿問答無之様可申付候、并駄賃馬遅ク出候共、が
さつ仕間敷事、

一道中上下共不作法成義無之様ニ相嗜可申候、
附乱酒堅停止之事、
右之旨可相守者也、

一同九日、岩附御城受取四月五日、龜山御城渡同十一日二相極候由、從江戸申来ル、
一同十日、御鉄炮廻船之上乗中村喜兵衛組九兵衛・半兵衛兩人申付ル、会所二而誓紙いたし候、

鉄炮数之覺

- 五百目玉 二挺
- 一三百目玉 三挺
- 一貳百目玉 壹挺
- 一百目玉 二拾挺
- 一五拾目玉 壹挺
- 一四拾目玉 壹挺
- 一三拾目玉 七挺
- 一貳拾目玉 九挺
- 一拾五目玉 壹挺
- 一拾三目玉 貳挺
- 一拾五目玉 二拾壹挺
- 一六目玉 百拾七挺
- 一五目玉 六挺
- 一四目五分玉 壹挺
- 一四目三分玉 二百廿四挺
- 一四目五分玉 八挺
- 一三目七分玉 三挺
- 一三目六分玉 壹挺
- 一三目五分玉 百五拾九挺
- 一三目三分玉 拾八挺
- 一三目二分玉 四挺
- 一三目五分玉 九挺
- 一貳目八分玉 壹挺
- 一貳目五分玉 五挺

一壹目玉 二挺

六百一拾八挺 御家中筒共
外二塩硝并武具之品々

右之通從丹州龜山武州岩附江廻船二而差下申候間、伊豆下田御關所無相違罷通候様ニ御証文被差出可被下候、為其如斯御座候、以上

貞享三年寅三月十八日 松平伊賀守 御印判 御居判
大久保加賀守殿
阿部 豊後守殿
戸田 山城守殿
松平 日向守殿

表書之通鉄炮六百貳拾八挺塩硝并武具品々、無相違可被相通候、断は本文有之候、以上

日向 御印判
山城 御印判
豊後 御印判
加賀 御印判

服部久右衛門殿

陸路参候

鉄炮数之覺

一四刃三分玉 三拾貳挺
外二武具品々

右之通從丹州龜山武州岩附江差下申候間、今切御關所無相違罷通候様ニ御証文被差出可被下候、為其如斯御座候、以上

貞享三寅年三月十八日

松平伊賀守 御印判 御居判

大久保加賀守殿
阿部 豊後守殿
戸田 山城守殿
松平 日向守殿

表書之通鉄炮三拾貳挺并武具品々、關所無相違可被相通候、断は本文二有之候、以上

日向 御印判
山城 御印判
豊後 御印判
加賀 御印判

松平主馬助殿

一同日、御城受取之一番立、
掛山勘右衛門 江守金石衛門 正木 助之丞
喜多嶋市之丞 同 万太郎 乙部藤右衛門

一壹目玉 二挺

六百一拾八挺 御家中筒共
外二塩硝并武具之品々

右之通從丹州龜山武州岩附江廻船二而差下申候間、伊豆下田御關所無相違罷通候様ニ御証文被差出可被下候、為其如斯御座候、以上

貞享三年寅三月十八日 松平伊賀守 御印判 御居判
大久保加賀守殿
阿部 豊後守殿
戸田 山城守殿
松平 日向守殿

表書之通鉄炮六百貳拾八挺塩硝并武具品々、無相違可被相通候、断は本文有之候、以上

日向 御印判
山城 御印判
豊後 御印判
加賀 御印判

服部久右衛門殿

陸路参候

鉄炮数之覺

内藤又左衛門 岡部定右衛門 桂 四郎兵衛
江守茂左衛門 麻生市左衛門 野口左次兵衛

右御城受取之面々、三番共給人之分は具足權持忝人少、御借人有、御城渡同前、御目付衆江は右之外道中之内御足輕忝人死御借人有、

一同日、久世出雲守様宿割河原田佐兵衛篠村江着之由、

一同十一日、御城請取之二番立、

鈴木 助之進 同 左右衛門 天野甚五左衛門
同 甚之丞 土屋文左衛門 森 新右衛門
加舎平右衛門 山本 源 助 野間 瀨兵衛
野原勘右衛門 同 新五兵衛 鈴木六郎右衛門
同 伝左衛門 堀江甚五兵衛

一同日、三刀谷平八義、泉州御知行所并上方為御用京都二殘可申 御意之由、宮崎源七・山本半左衛門義毛泉州御知行所江役介共二引越、御奉公相勤可申旨申渡有之、

一同十一日、御城請取之三番立、

大橋五右衛門 同 伝之丞 太田十郎右衛門
同 平 助 木村与三右衛門 同 儀兵衛
相田平左衛門 佐竹与次右衛門 松宮 庄太夫
石川 市之進 山田 平兵衛 佐藤七左衛門

小林 彈 七 嶋田甚五兵衛 片伊勢 宗忍

右何毛馬五拾疋之内之積、
同日 忠山様御尊骸泉州江御越、師岡加兵衛・沖源兵衛・服部半助・森本大助・加藤仁右衛門・松井善兵衛御供致、仁右衛門・善兵衛義は泉州二住宅可仕由、加兵衛其外之者と毛は十五日二帰、

同日十五日、中村喜兵衛儀病氣二付、同一郎右衛門同道、今日龜山罷立岩附江下ル、

同日、松井八郎兵衛宅二而三刀谷平八・加治安之進・北村文右衛門寄合、龜山之町御用二立申銀主共二御借金之儀、三ヶ二只今被下、三ヶ一は証文仕替被遣、速々二可被下由申渡、

同日十八日、師岡加兵衛・同源蔵龜山罷立、

同日、泉州御知行所府中村五郎右衛門・忠岡村権兵衛・箕土路村三郎右衛門、昨日当町迄参候二付、今日御対面所江罷出、九郎兵衛対面、御吸物二而御酒被下、松井八郎兵衛・三刀谷平八・加治安之進罷出、
同日、御返済銀三ヶ二、

右五人二渡、

一元銀八拾貫四百貳拾四匁

内五拾三貫六百貳拾四匁 元銀之内三ヶ二此度御返済、

此金八百九拾三兩貳步下銀拾四匁 兩替六拾匁

残貳拾六貫八百目 三ヶ一御借分

内貳拾貫八百目 手形壹枚

六貫目 手形壹枚

令借用銀子之事

銀合貳拾貫八百目定 元銀也、

右之銀子伊賀守殿御用二付而当町方借用申処実正也、年四分之利足を加へ元利無相違返済可申候間、銀主方江可相渡候、為後日如件

貞享三丙寅閏三月十八日

師岡 加兵衛 判
岡部九郎兵衛 判

惣代

惣代 九兵衛
市右衛門

小次郎

ならや 権左衛門

鉄や 庄右衛門

一六貫目、右之証文同シ

一元銀拾九貫九百八拾目

内拾三貫三百八拾匁

残六貫六百目証文二而渡、証文右同断

同日十九日、浅見幽木京都江罷出ル、

同日廿日、石川兵太夫・荒木勘兵衛儀、道中御鎮守之御供可仕由申渡有、

同日廿一日 清光院様御上京、大米三郎兵衛・鳥井玄周・大垣八郎右衛門・芦田市兵衛御供、

同日廿三日、四月分御扶持方同十日迄之分渡、
但時之太鼓打兩人儀は跡迄残り候二付、四月晦日迄之分渡、

同日、無役二而罷在候面々御対面所江出ル、九郎兵衛罷出
御意之趣申渡、御法度書渡、

同日、龜山夜廻り人少候二付、飯塚甚左衛門・荒木勘兵衛加ル、此兩人無足二付、御借人御足輕之外御長柄吉人渡、
蠟燭一夜迄挺宛渡、

九兵衛殿
市右衛門殿
小次郎殿

氷上方御借銀

御返済

同日、無役番立、

寺尾弥平太 同 四郎右衛門

荒木吉右衛門 大米五郎左衛門 同 伝右衛門

白瀬四郎左衛門妻 原甚兵衛妻 沢瀬助右衛門

中川三郎兵衛

同日廿六日、無役二番立、

岡部十右衛門 御借人御借馬 前波 又兵衛

山村 半之助 小林 伝 内 篠原久右衛門

市川 弥大夫 小林 六兵衛 小出 市十郎

野中 宗 益 村松 政之丞 榊原弥五右衛門

内藤弥左衛門

同日廿七日、無役三番立、

大嶋 平四郎 小泉 勘兵衛 永井 九兵衛

同 夏雪 木村 新助 波多野伝兵衛
 酒井 作之丞 古田九左衛門 同 忠兵衛
 野村 吉五郎 羽山 七兵衛 北原 宇太夫
 武宮太郎右衛門

同廿八日、四番立、

菅谷 勘八 神崎 角兵衛 小幡 七太夫
 中村 弥太夫 白江十左衛門 広瀬猪左衛門
 木村貞右衛門 酒井 八兵衛 関 半右衛門
 村上 平助 寺西 甚内 小林与五右衛門
 加藤 長兵衛 正木 助之丞 組小頭太兵衛妻子共
 松宮 弥兵衛元組仁太夫妻子共 細田 市兵衛
 御道具持羽右衛門妻子共

同日、前波惣右衛門大坂より帰、廻船之御荷物并御家中荷物共不残出船仕、送状無相違認遣候由、大坂方江戸迄運賃之儀、宇和嶋屋致相談、船問屋入札二いたし、落札大津屋六兵衛と申者二申付、運賃貫目積二而丸申も有之候得共、所替之荷物大方貫目重候二付、^{〔五〕}恰合見あ八せ、品二方申能候通承合、尤亀山江も致相談、如斯書付 凡、御荷物は付札斗二而絵印なし、御家中荷物は菰包之上二銘々絵印有之、尤付札二家名書付凡、

大坂方江戸迄積下申船運賃付

一石物壹石目二付 運賃四匁壹分宛
 一車長持壹棹二付 七匁宛

一漆長持壹棹二付

一雜長持壹棹二付

一半櫃壹荷二付
 一かく

一武具類

一馬具

一鐘

一弓

一鋤鍬金つき

一旗竿

一屏風

一樽類

一石臼

六匁三分宛
 大五匁
 中四匁

小三匁五分
 式匁七分宛つゝら同前
 同前

拾貫目二付壹匁六分つゝ
 拾貫目二付壹匁五リンつゝ

壹本二付壹分つゝ
 壹張二付壹分つゝ
 壹本二付壹分つゝ

壹本二付壹分つゝ
 大五匁
 中四匁

小三匁五分
 拾貫目二付壹匁宛
 壹ツ二付七分宛

以上

被下、

一染絹式反、宇和嶋屋利兵衛二被下、

一金式歩、同三郎兵衛被下、

一同五日、久世出雲守様家老加藤求馬其外侍中、篠村江參着、

一同六日、出雲守様家老富田外記其外御城受取之侍中、不残

篠村江參着、北川勘左衛門と申仁、求馬・外記方より九郎

兵衛方江使者二来凡、惣代市右衛門方二而松井八郎兵衛受

取、

一同日、右之一礼二太田次郎太夫、九郎兵衛方より求馬・外

記方江使者二參、対談二而返答申候由、

一同日、梅戸宇右衛門・三浦新左衛門・熊谷久右衛門会所江

罷出凡、在中未進不残被下候間、未進有之者共明日会所江

呼寄可申候、新左衛門・久右衛門儀は御家中はね荷物致支

度、九郎兵衛方先二下り可申候、宇右衛門儀八御上使御着

之刻、峠御茶屋勝升^{〔五〕}二居可申候、且又御対面所御広間御番

をも相勤可申候、山本宇兵衛儀、兼而八少之内亀山二御残

二可被成哉と御内証被仰聞候得共、新左衛門・久右衛門と

同荷物致支配、可罷下由申渡有、翌日御荷物四拾八駄受取、

同九日罷立、宰領岩崎長右衛門、外二足輕三人、

一同七日、出雲守様郡奉行岡加兵衛・役人河原田作兵衛・勘

同日、京都御借銀為御断加治安之進致上京、翌日罷帰、
 一 大坂御借銀之御断二北村文右衛門罷越、同三日帰、
 一同四日、廻船之御荷物肝煎申二付、保津村村上五郎助二銀
 式枚、同手代二銭壹貫文、角倉平次手代三人二金子二歩宛

一同日、吉形庄左衛門・寺尾太郎兵衛山科方帰、何も宿割大
 津・山科二仕候由、
 一同廿九日、無役五番立、
 浅見左近右衛門 師岡 半九郎 佐竹 市太夫
 同 弥市兵衛 船橋 武兵衛 同 五太夫
 前波惣右衛門 森本 大助 服部 半助
 一同日、京都・亀山御買懸銀四拾貫目余渡、
 但三割引之積

一 四月朔日、御城渡之面々御対面所江出凡、九郎兵衛罷出、
 御城渡之様子其外道中之儀申渡、御法度書迄もわたす、騎
 馬之行列奉行西川甚右衛門・村上勘兵衛、乗掛之行列奉行
 山本六郎右衛門・沢井市郎太夫、桂川舟割布施武左衛門・
 山口権兵衛相勤可申候、行列之書付二無之者共は、先達而
 大津・山科迄可罷越由申渡有、

定人金子忠右衛門と申仁、惣代市右衛門方迄參、此方役人と対談仕度由、依之九郎兵衛申付、松井八郎兵衛・加治安之進・石田佐治右衛門致參會、万端申談、御運上木之儀承度候由二付、西川甚右衛門も參、前々之様子申談

同日、在中未進有之百姓共不残被下候由、於会所三刀谷平八申渡、
八石 三浦新左衛門方
四拾壹石五斗 梅戸宇右衛門方
貳百六拾四石五斗 熊谷久右衛門方
合三百拾七石

同日、御上使近々御着二付、はたこ町方西之方九郎兵衛致見分、松井八郎兵衛・三刀谷平八・加藤角右衛門同道、
同日八日、はたこ町方東之方九郎兵衛見分、松井八郎兵衛・加治安之進・石川儀太夫同道、
同日九日、会所掃除はり紙いたし、惣代九兵衛所当分之致会所、是より先御家中不残面々屋鋪を掃除いたし、町屋或は寺方江罷出ル、九郎兵衛義も専念寺江出ル、
同日八ツ時分、御上使安藤九郎左衛門殿・向坂清三郎殿御着、九郎左衛門殿御宿は村上六之丞、清三郎殿御宿は同八之丞、御家来之宿は前二有、前廉破損繕置表替致、前二飯

御番所式軒建、御足輕式人宛張番致、暮前九郎兵衛・半七御両殿江御見舞懸御目候、加藤求馬・富田外記も其節罷出御逢被成候、九郎兵衛・半七も右両人江致面談、諸事申談候、

一御制札九郎左衛門殿、松井八郎兵衛二御渡、今夜中札之辻二立、夜中故御紋付之御挑灯式、御足輕式人宛張番、
制札之写
条々

一今度当所得替二付而、百石老人一疋出之、二日路可相送事、附年貢未進可弃捐事、
一喧嘩口論停止之訖、若違犯之族有之八双方可誅罰、万一令荷担は其科可重本人より事、
一猥伐採竹木并押買狼藉停止事、
一家僕之儀、主従可為相対次第事、
一種借之儀、蔵方出候八、借付段於無疑は可返弁事、
一借物は可為証文次第事、
一未進方に取つかふ男女之儀、可為主従相対次第、二十ヶ年過歟普代二出置男女於無其紛は普代勿論之事、
貞享三年四月日 安藤九郎左衛門 向坂 清三郎

右之制札翌十日四ツ時前二引申様二と、御上使松井八郎兵衛江被 仰付、則九郎左衛門殿御受取、
御上使江御進物

- 一手樽 二ツ 一粕漬鯛 一桶
- 但京酒一斗入
- 一鱒簀巻 一折 一漬松茸 一桶
- 百五十本入
- 一枝梯 一箱 一蠟燭 一箱
- 百五十入杉足付 百挺入
- 一上白米 一かます 一中白米 二かます
- 四斗入
- 一白味噌 一桶 一赤味噌 一桶
- 式斗入 式斗入
- 一醤油 一樽 一酢 一樽
- 三升入 二升入
- 一割木 五十束 一炭 拾俵
- 一大豆 三俵 一粉糠 三俵
- 三斗五升入 五升入
- 一あらぬか 三俵 一わら 十束
- 一大豆 三俵

右之内鯛樽松茸枝梯手樽、以上五色御留置、外は御返進被成候、

同日暮二及、出雲守様役人渡瀬武太夫・岡加兵衛・河原田作兵衛、御上使御馳走為案内御対面所之様子見申度由、惣代市右衛門ヲ以內証被申候付、三刀谷平八罷出致挨拶、御台所江小林佐右衛門も出ル、
一同日四ツ前二御上使御城内其外所々御見分、三刀谷平八・大橋文右衛門御先二立御案内、岡部九郎兵衛・菅谷半七・松井八郎兵衛御供、御城御対面所其外御門之御番所、御城渡之役人付之ことく侍足輕罷出ル、何も侍分は上下致着、
御上使は御袴御羽織、宇津根上ケ木場江御出、加治安之進罷出ル、御茶弁当御茶菓子御馳走出ル、八時分六之丞所江御両殿御寄合、御馳走御料理出ル、
四月十日之晚御上使御馳走獻立
(略)

同日、出雲守様御内岡加兵衛・河原田作兵衛・田辺文助、市右衛門方江參、十一日之朝は取込可申候間、諸事帳面之儀、前角廉致一覽度由市右衛門ヲ以被申候付、北村文右衛門・石田左次右衛門・檜長右衛門罷出、帳面見被申候様二

と申、諸事申談、
一 御城米目録書付、役人中江渡又、十一日之朝受取可申由、
一 目録之写

御城米積様之覺
東御蔵北之端

一 高サ七俵上り横四拾貳俵宛

千俵

一 奥江三通二而八百八拾貳俵、一通二三百九拾四俵宛

一 両脇二百拾八俵

但一方二五十九俵宛

脇高サ六俵上り横九俵并上二百俵宛 二俵宛有

東御蔵北之端

一 高サ六俵上り横四拾八俵宛

千俵

一 奥江三通二而八百六拾四俵、一通二三百八拾八俵宛

一 両脇二百三拾六俵、一方二六拾八俵宛

脇之高サ五俵上り拾二俵、前上二八俵宛有

北之御蔵南之端

一 高サ七俵上り横四拾五俵宛

千俵

一 奥江三通二而九百四拾五俵、一通二三百拾五俵宛

一 脇二五拾五俵、高サ六俵上り横九俵并上二壹俵有

北之御蔵北之端

一 高サ七俵上り横四拾貳俵宛

千俵

一 奥江三通二而八百八拾二俵、一通二三百九拾四俵宛

一 脇二百拾八俵、高サ六俵上り拾八俵并上拾壹俵有

中之御蔵東之端

一 高サ九俵上り横三俵宛

千俵

一 奥江三通二而八百九拾壹俵、一通二三百九拾七俵宛

一 両脇二百九俵、一方二五拾四俵宛、上二壹有

脇之高サ六俵上り横九俵宛

同御蔵西之端

一 高サ九俵上り横三拾三俵宛

千俵

一 奥江三通二而八百九拾壹俵、一通二三百九拾七俵宛

一 両脇二百九俵、一方二五拾四俵宛、上二壹俵有

脇之高サ六俵上り横九俵宛

以上

一 御城米手形之事、所ニ方家老中又は役人之内ニモ手形仕モ

有之由、然共大形は御所替ニ手形無之候、御城米其外受取

候段御上使江申上、御差図ヲ以請取渡仕候上八手形ニ及間

敷由、右役人中被申候二付、其段九郎兵衛ニ申達、相談之

上手形取不申候、

一 同夜二人、明日御城受取渡 双方之役人付家人数御覽被

成度由、御上使双方家老中江被仰聞候二付、江戸より被仰

下候通、帳面ニ銘々縦名書付差上ル、

出雲守様家老衆方上り候写

物頭 三浦 舍人

御本丸御広間 給人 喜多山勘左衛門

石塚条左衛門

中田与右衛門

丹羽十郎右衛門

下枝 吉太夫

足輕此方同所

御对面所御広間

龜井清左衛門

旗奉行 野上平右衛門

長柄奉行

同所御玄關

家老 加藤 求馬

町奉行 舟橋八郎左衛門

郡奉行 渡瀬 武大夫

目付 香藤 市兵衛

御運上木并諸色帳面之受取

郡奉行 岡 加兵衛

勘定頭 田辺 与助

河原田作兵衛

勘定人 金子忠右衛門

醫師 榊原 玄庵

右筆 中村五右衛門

同所勝手

山口 与助

近藤 勤兵衛

小田辺 新八

水野 又蔵

瀧沢左二右衛門

榊原次郎右衛門

保津御門

榊戸 儀太夫

西門

給人 高田弥五兵衛

追手

物頭 古河兵左衛門

古世

物頭 川井源五右衛門

雷門

給人 安井源左衛門

御城米受取

目付 芦川 源 八

蔵奉行 田中孫左衛門

勘定人 町田 左兵衛

河原町番所

足輕同前

給人 大森彦右衛門

三宅番所

同断

給人 大須賀孫右衛門

上ヶ米番所

歩行目付

今関作左衛門

足輕式人

其外足輕は此方同前

一 龜山御領分村数家数御覽被成度由御上使被仰付候付、差上

候書付写

一 高三万八千石 丹波龜山領

村数百拾九ヶ村 桑田郡・船井郡・多喜郡・氷上郡之内

家数七千六百六拾六軒

人数三万七千九百四拾式人

内 壹万九千七百廿七人 男

壹万七千九百廿三人 女

三百九拾式人 僧

寺数貳百十二ヶ寺

右貞享二五年之改

一 村上六之丞・同八之丞御上使御宿仕候二付而、銀壹枚宛被

下、陣三軒二錢二貫文宛被下、

一 惣代九兵衛家会所二借申候二付、銀壹枚被下、

一 御本丸所々鍵之儀、九郎兵衛・半七・求馬・外記江直二渡

可申と存候得共、十一日之朝御用多可有之、求馬・外記と

申談候間、帳面と一所二安之進相渡可申旨、九郎兵衛申付

候而、鍵箱共二目録を認、又右衛門方より安之進受取置、

一 同十一日之朝明七ツ過、兼而御定之通侍中足輕共二役所々

江相詰ル、御足輕御中間之人割は大橋文右衛門致ス、

一 侍中は不残上下、九郎兵衛・半七は熨斗目致着、御門々之

侍中は袴羽織、郡山・明石御所替御城渡之時、右之被仰付

之由、就夫此度如斯出雲守様侍中も同前、

御城二残申道具之覺

一 からかね三

式十箇

一 鍵

五本

一 突棒刺候

式から

一 吉ノ御門御番所二有、先御代々付渡之由、

一 からうす

二から

一 但中嶋薬合部屋二有

一 鍵

五本

一 突棒刺候

二から

一 二ノ御門二有

一 鉄炮掛

壹

一 弓掛

二

一 棧子

二

一 御鉄炮蔵二有

一 鎗懸鉄炮掛

御本丸御広間

一 押太鼓家二人

御書院床之間

一 大釜

御台所三ツ

一 すへ桶

同所二壹ツ

一 かな行灯

式ツ

御対面所之覺

一 鎗掛 御広間

壹

一 巻臺台共二 御玄関

壹

一 手桶 御台所

八

一 まな板 同所

大小二

一 手桶 同所

五

一 かな輪 同所

大小五

一 風炉かま 同所

壹通

先御代之扣二御対面所二残候道具は無之、此度右之通、此

外御門々二八水溜桶手桶有、

一 同日明六ツ打申候と出雲守様御家頼衆役所々江罷出ル、六

ツ半時分御上使御兩人御上下御着、御対面所江御出、双方

家老共 上意被仰渡、其以後九郎兵衛・半七・求馬・外記

同道二而御本丸江罷越、大橋又右衛門・加藤角右衛門案内、

其内二諸事帳面相渡、加治安之進・岡加兵衛二致挨拶、石

田左治右衛門悉相改、田辺与助・河原田作兵衛二渡、

一 御本丸所々之鍵目録を以相改、加治安之進・岡加兵衛江渡

ス、松井八郎兵衛・三刀谷平八・舟橋八郎左衛門・渡瀬武

大夫互二挨拶有、

一 暫有九郎兵衛・半七・求馬・外記に御本丸引渡歸ル、所々御門々番所之受取渡相濟候二付、其段双方家老共御上使江申上、何毛御対面所退出、

尺四人
一 騎馬高三百石若党三人 道具持忝人 具足櫃持忝人 草履取忝人 馬取忝人 沓籠忝人 合羽持忝人 挟箱持忝人 合拾忝人 内有人六人 借人五人

一 騎馬之侍中乘懸之侍中両所兼而本町二飯家在、双方混雜無之様二致入、行列之儀石川儀太夫・加藤角右衛門申候ル、
一 去六日之日付二而從江戸町便到来、於岩附首尾克御城受取相濟候、戸田山城守様々為御祝儀御樽着被進候旨、出雲守様江毛可被進由申来、京都方箱着酒松宮新五左衛門申付相調来候二付、箱着二種斗樽二ツ為御祝儀被遣候、御使は井上源太夫相勤、

一 高式百石、人数右之積 有人四人 借人五人
一 高式百五拾石、右之積若党忝人少シ 有人五人 借人五人 右同断
一 借人五人之内忝人岩附迄
一 右之人積六分通上納二付、如斯
一 乘掛之面々御借人忝人宛、忝人若党大津迄、中間忝人 具足櫃持岩附迄

行列

(略)

人積之覺

一 九郎兵衛若党九人 具足櫃持忝人 牽馬忝定 沓籠二ツ 道具三本 立傘忝本 弓立一肩 挟箱二ツ 茶弁当忝荷 草履取忝人 合羽持忝人 陸尺六人
一 半七若党七人 具足櫃持忝人 牽馬忝定 沓籠忝ツ 道具忝本 弓立一肩 挟箱二ツ 草履取忝人 合羽持忝人 陸

一 加治安之進・北村文右衛門・大橋又右衛門・石川儀太夫・加藤角右衛門義、道中忝人宛御足輕御借人有、
一 九郎兵衛桂川江着仕候刻、錢三ノ文船頭二被下、同五百文 吉右衛門二被下、
一 惣人数七ツ前二大津・山科面々宿割之通一宿、御鉄炮弓御長柄其外御借馬之道具、川口惣兵衛・吉形庄左衛門・杉野孫右衛門面々二受取、或は馬又は步行持二而下ル、
一 御上使龜山御立以後、出雲守様家老中々町在中江書付出申

由、其写

覺

一 御 公儀御法度之義は不及申、先御代被 仰付候通、不依何事少毛相背申間敷事、

与力忝人
同 浅之助 大橋又右衛門 加藤角右衛門
大米 助大夫 山村三左衛門 小川源左衛門
小林源右衛門 村上 又 助 宇野角左衛門
山田兵右衛門 同 左 助 猪飼 彦九郎
吉形庄左衛門 布施 新兵衛 同 武左衛門
川口 惣兵衛 小林佐右衛門 西川甚右衛門
桂 長右衛門 同 新五郎 普請手代忝人
馬数五拾疋之内積

一 吉利支丹宗門之儀、弥以無油断吟味可仕事、
一 先御代追放之者、一夜之宿を毛借申間敷事、
以上

寅卯月十一日

富田 外記
加藤 求馬

丹波龜山領

町在中共

一同十二日、大津方一番立

一同十四日、山科方三番立
大井三郎右衛門 菅 一治左衛門 蜂屋 一郎兵衛
太田次郎太夫 梅戸宇右衛門 菅 九兵衛
大田原太郎兵衛 村上 勘兵衛 小嶋 権十郎
沢井 一郎太夫 江波 太夫 都筑 彦兵衛
平野 一郎大夫 赤堀 長大夫 春日次右衛門
関山 惣兵衛 川村 理兵衛 服部長左衛門

中根与右衛門 飯塚権左衛門 同 甚左衛門
太田 孫大夫 井上 源太夫 粟津 弾之丞
北村文右衛門 野間弥左衛門 同 無 的
西尾善左衛門 赤座 新 助 坂部 永 喜
杉野孫右衛門 細田作右衛門 其外御馬共
都合馬数五拾疋之内積

御荷物御家中はね荷合五拾疋内積、右御荷物道中支配梅戸宇右衛門・太田次郎太夫

一同十三日、大津方二番立

一同山科方四番立

菅谷 半 七 高瀬七郎左衛門 戸倉甚右衛門

岡部九郎兵衛 沖 源兵衛 松井八郎兵衛

与力老人

加治 安之進 石川 儀太夫 石田 佐次右衛門

鎮守御供 石川 兵太夫

荒木 勘兵衛

山口 権兵衛 寺尾 太郎兵衛 山本 六右衛門

吉原 徳兵衛 三立 吉右衛門 原 藤兵衛

足達 久兵衛

御荷物御家中はね荷共二五拾疋内積、会所御荷物支配石田
左次右衛門

一 山科宿九郎兵衛宿九左衛門二銀壹枚、庄屋七郎兵衛馬之御
宿申付候、肝煎申候付錢壹貫文、肝煎五郎兵衛二七壹貫文、
馬さし長兵衛五百文、大津肥前屋九左衛門二七金貳步被下、

一 廿日、荒井御閑所九郎兵衛罷通、御本陣飯田武兵衛女中御
閑所罷通候刻、毎日肝煎申候二付銀貳枚被下、武兵衛悴五
右衛門二銀壹枚被下、

一同廿九日、惣人数不残岩附江致着、御家中面々江戸御屋敷
江立寄申儀不仕、品川方御機嫌伺之書状差上、直二岩附江
致着、九郎兵衛・半七儀は御屋鋪江寄 御目見仕、御料理
被下、其以後岩附江着、

一 御城請取之面々は、龜山方岩附迄日数十三日之積二而逗留

無、御城渡之面々八大津・山科二逗留、其上打続大雨二而
川々水出、或は二日三日又は四日五日程日数込申候、右之
段岩附二而年寄中相談二而、滞留之内之旅籠日用之増駄賃
馬之飼料共被下之、